

〈論 説〉

アメリカ合衆国における SLAPPに関する一考察 (2)

藤 田 尚 則

目 次

はじめに

- I SLAPPの特色とその社会的効果
 - II SLAPPと合衆国憲法修正第1条
 - III 判例の展開 (1) (以上、第42号第3号)
 - IV 反SLAPP法概説
 - V カリフォルニア州反SLAPP法 (以上、本号)
 - VI ワシントン州反SLAPP法
 - VII 2つの州法の比較法的検討 (以上、次号)
 - VIII 判例の展開 (2)
 - IX 連邦裁判所と反SLAPP
- まとめ

IV 反SLAPP法概説

1. 反SLAPP法概説

IIIで取り上げてきた判例を見るに、SLAPPの標的となった市民又は市民団体は*New York Times*事件判決の法理、若しくはノーアーペニントンの法理、又は2つの法理に基づいて具体的訴訟において勝訴し得ることが理解される。しかし、これらの判例の訴訟過程から見えてくることは、標的となった市民又は市民団体によってSLAPP提訴者を打ち負かすための有意味な裁判手続がその前提として必要であることが理解される。しかし、事実審理前協議 (pre-trial) を含む訴訟過程における様々な訴訟技術上の問題、裁判所における紛争解決の遅滞、更には防御者である被告にかかる訴訟過程における過度の費用負担は、SLAPP提訴者にとっては、たとえ敗訴になったとしても結果的には当該提訴者

の戦略的勝利に直結しており、彼らの当初の目的は多かれ少なかれ達成される結果に終り得るのである。⁹³⁾

かかる事態に対応してか、言論の自由の権利若しくは請願権の行使を阻止する目的で提起された実体のないSLAPPに対して当該SLAPPの標的（被告）によるSLAPP提訴者（原告）に対する特別の訴え却下の申立て（special motion to dismiss）、又は特別の削除申立て（special motion to strike）の提起の手段を定め、ディスカヴァリを停止し、そして弁護士費用及び訴訟費用の回復又はその他の制裁を規定し、当該SLAPPを早急に解決することを目的とする法律の制定によって救済が行われるようになってきている。すなわち、既に述べたように28州に加えてワシントン特別区及びグアムが反SLAPP法を制定している。⁹⁴⁾

2. 目的

(1) 反SLAPP法の立法目的についてはそれぞれの州が各々定めているところであるが、例えば「ジョージア州法典」（GA. CODE）第9編（民事訴訟手続）第11章（民事訴訟手続法）第3条（訴答及び申立て）第9-11-11.1節（言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の行使；議会の認定；真実確信（verification））；

93) See Michael Eric Johnston, *A Better SLAPP Trap: Washington State's Enhanced Statutory Protection for Target of "Strategic Lawsuits Against Public Participation"*, 38 GONZ. L. REV. 263, 275 (2002-2003).

94) See ARIZ. REV. STAT. ANN. § 12-751 to -752 (Supp. 2011); ARK. CODE ANN. §§ 16-63-501 to -508 (2010); CAL. CIV. PROC. CODE § 425.16 (West 2012); DEL. CODE ANN. tit. 10, §§ 8136-8138 (1999); D.C. CODE §§ 16-5501 to -5505 (Supp. 2011); FLA. STAT. § 720.304 (4) (2012); FLA. STAT. 768. 295 (2012); GA. CODE ANN. § 9-11-11.1 (2010); GA. CODE ANN. § 51-5-7 (4) (2010); 7 GUAM CODE ANN. § 17101-17109 (2005); HAW. REV. STAT. ANN. §§ 634F-1 to -4 (2011); ILL. COMP. STAT. ANN. §§ 110/ 15 to /25 (West 2011); IND. CODE ANN. § § 34-7-7-1 to -10 (LexisNexis 2008); LA. CODE CIV. PROC. ANN. art. 971 (2005); ME. REV. STAT. ANN. tit. 14, § 556 (2003); MD. CODE ANN., CTS. & JUD. PROC. § 5-807 (LexisNexis 2006); MASS. GEN. LAWS ch. 231, § 59H (2013); MINN. STAT. § § 554.01-.05 (2012); MO. ANN. STAT. 537.528 (West 2008); NEB. REV. STAT. ANN. § 25-21, 241-, 246 (LexisNexis 2004); NEV. REV. STAT. § 200.510-.560 (west 2009); N.M. STAT. ANN. § 38-2-9.1 (Supp. 2011); N.Y. CIV. RIGHTS LAW (§ 70-a, 76-a (McKinney 2009); N.Y. C.P.L.R. 3211 (g) (McKinney Supp. 2012); OKLA. STAT. ANN. tit. 12, § 1443.1 (West 2010); OR.

申立ての手続；弁護士費用及び訴訟費用）第 a 項は、「ジョージア州議会は、憲法に基づく言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利を通してジョージア州民が公共的意義を有する事項へ参加することを奨励することに公共的利益があることを認定し、及び宣言する。ジョージア州議会は、更に憲法に基づく言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の行使は司法手続の濫用を通して萎縮されてはならないことを認定し、及び宣言する。」⁹⁵⁾と規定している。また「ロードアイランド州一般法律」(R.I. GEN. LAWS) 第 9 編 (裁判所及び民事訴訟—訴訟一般) 第 9-33 章 (SLAPP の制限) 第 9-33-1 条 (認定) は、「州議会は、立法機関、行政機関及び司法機関の面前での並びにその他のパブリック・フォーラムにおける公共的関心事についての個人及び団体並びに確固たる議論の全面的参加が民主主義の過程に不可欠であること、及び憲法に基づく言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の有効な行使を萎縮させる主たる目的をもって提起される訴訟が増大してきたこと、すなわち当該訴訟は受け入れ難く、及び公共的関心事に参加する市民にとって最小限度の経費で即座に解決されるべきであることを認定し、及び宣言する。」⁹⁶⁾と規定している。

「カリフォルニア州民事訴訟手続法典」第 2 部 (民事訴訟) 第 6 編 (民事訴訟における訴答) 第 2 章 (救済を請求する訴答) 第 1 条 (総則) 第 425.16 節 (「カリフォルニア州反 SLAPP 法」(the California's Anti-SLAPP Law)) は、「州議会は、言論の自由及び苦情の救済を求めて請願する権利の有効な行使を萎縮させることを主たる目的として提訴される訴訟に憂慮すべき増加が生じてきていることを認定し、及び宣言する。州議会は、公共的意義を有する事項への継続的参加を奨励することは公共的利益に関わることであり、かかる参加は司法手続の濫用を通じ萎縮されるべきではないことを認定し、及び宣言する。この目的のため

REV. STAT. ANN. §§ 31.150-.155 (West Supp. 2011); 27 PA. CONS. STAT. ANN. § 7707, 8301-8303 (West 2009); R.I. GEN. LAWS §§ 9-33-1 to -4 (2011); TENN. CODE ANN. §§ 4-21-1001 to -1004 (LexisNexis 2012); TEX. CIVPRAC. & REM. CODE ANN. §§ 27.001-.011 (West Supp. 2011); UTAH CODE ANN. §§ 78B-6-1401 to-1405 (West 2009 & Supp. 2011); VT. STAT. ANN. tit. 12, 1041 (2012); WASH. REV. CODE §§ 4.24.510-525 (2012).

95) GA. CODE ANN. § 9-11-11.1 (a) (2006).

96) R.I. GEN. LAWS §§ 9-33-1 (1997).

めに、本法は広義に解釈されなければならない。⁹⁷⁾と規定している。「アーカンソー州法典」(ARK. CODE)第16編(訴訟、訴訟手続及び裁判所)第5章(民事訴訟手続一般)第63節(訴答及び事実審理前手続)第5項(「政府への市民参加法」(the Citizen Participation in Government Act))第16-63-502条(州議会の認定)は、「州議会は、以下に定めるよう認定し、及び宣言する。(1) アーカンソー州の市民による言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する彼らの憲法上の権利の行使を通して、公共的意義を有する事項に参加することを奨励することに公共的利益がある。(2) 言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する憲法上の権利の有効な行使は、司法手続の濫用によって萎縮されるべきではない。(3) 戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟の形態をとる損害賠償を求める民事訴訟の脅威及び相当額の訴訟費用の可能性は、連邦、州又は地方の機関に情報を提供しようとする市民にとって抑制として働き得る。(4) 戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟は、言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する憲法上の権利の行使について問題に感心のある市民を効果的にひどい目にあわせ得る。」⁹⁸⁾と規定している。

また、テネシー州注釈付き法律集(TENN. CODE ANN.)第4編(州政府)第21章(人権)第10節(「1997年テネシー州反SLAPP法」(the Tennessee Anti-SLAPP Act of 1997))第4-21-1002条(立法目的及び認定)第b項は、「州議会は、『戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟』(SLAPP)の形態における損害への民事訴訟の脅威及び多額の法的経費が連邦及び州並びに地方の機関に情報を提供しようとする市民にとって抑制として働き得ることを認定する。SLAPPは、関係する市民が憲法に基づく言論及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利を行使することを効果的に制裁し得る。⁹⁹⁾と規定し、SLAPPを憲法の射程内で捉えている。

(2) 上に述べてきた諸州とは対照的に、1989年制定当初のワシントン州法(一般に「ブレンダ・ヒル法案」(the Brenda Hill Bill)と呼ばれている。¹⁰⁰⁾)は、潜在的権利侵害行為(potential wrongdoing)に関する市民によって提供される情報は、

97) CAL. CIV. PROC. CODE § 425.16 (West 2012).

98) ARK. CODE ANN. § 16-63-502 (2010).

99) TENN. CODE ANN. §§ 4-21-1002 (b) (LexisNexis 2012).

100) PRING & CANAN, *supra* note 2, at 191.

効果的な法の執行及び政府の効率的機能にとって極めて重大である。州議会は、損害に対する民事訴訟の脅威は連邦、州又は地方自治体の機関に情報を提供しようとする市民にとっての抑制として働き得ることを認定する。当該訴訟に対する防御の費用は、甚大な負担となり得る。ワシントン州現行制定法集（以下、RCW という。）第 4.24.500 条乃至第 4.24.520 条の目的は、相当の政府機関に誠実な情報提供を行なう個人を保護することにあると規定し、SLAPP に含意される憲法問題には何ら言及していないところである。従って、同法からは、SLAPP 問題の憲法に関わる重要性を認める政策的観点¹⁰¹⁾が欠落しているところである（憲法上の権利侵害の視点に立ったワシントン州における 2002 年及び 2010 年の法改正については、VI で言及するであろう。）。

3. 保護の対象となる行為

多くの州がその反 SLAPP 法を起草し、各州の裁判所が当該法律を解釈・運用しているところ、当該立法によって保護の対象となる行為の範囲乃至程度についてはそれぞれの州法において差異が見出される。反 SLAPP 法は、保護される行為の射程範囲の視点から、(i) 保護される行為が限定された立法（以下、「第一類型の立法」という。）、(ii) 保護される行為が極端に走らない中間の立法（以下、「第二類型の立法」という。）、(iii) 保護される行為の保護領域が極めて広い立法（以下、「第三類型の立法」という。）に類型化し得る¹⁰²⁾。以下、各州の反 SLAPP 法によっていかなる行為が保護されるかを上記類型に従って瞥見する。

(1) 第一類型の立法 — 「デラウェア州法典」(DEL. CODE) 第 10 編（裁判所及び司法手続）第 81 章（人的訴訟 (personal actions)）第 8136 条（公的な請願及び参加に関連する行為）第 a 項第 1 号は、「『公的な請願及び参加に係わる訴訟』とは、公的な出願者又は被許可者によって招来される損害に対する訴訟、申立て、交差請求又は反訴をいい、及び当該申請又は許可について報告し、決定し、異

101) WASH. REV. CODE § 4.24.500 (2000).

102) London Wright-Pegs, Comment, *The Media SLAPP Back: An Analysis of California's Anti-SLAPP Statute and the Media Defendant*, 16 UCLA ENT. L. REV. 323, 332 (2009); Shannon Hartzler, Note, *Protecting Informed Public Participation: Anti-SLAPP Law and the Media Defendant*, 41 VAL. U. L. REV. 1235, 148 (2006-2007).

議を申立て、又は反対するための全ての被告の努力に直接的に関係するものをいう。」と規定し、同条第 a 項第 2 号は「『公的な出願者又は被許可者』とは、政府機関からの使用若しくは行為のための許可を得るため、許可 (permit)、地域制変更 (zoning change)、リース (lease)、認可 (license)、証明 (certificate)、若しくはその他の資格 (entitlement) を申請し、又は取得している全ての者、又は当該申請若しくは許可に実質的に関係している者と利害関係、関係又は密接な関連をもつ全ての者をいう。」と定めている¹⁰³⁾。デラウェア州は、反 SLAPP 法の適用に関して、原告を「公的な出願者又は被許可者」に限定し、対象行為を政府機関に対する許可、地域制変更、リース、認可、証明、若しくはその他の資格の申請又は取得に限定している。

「ハワイ州現行制定法集」(HAW. REV. STAT.) 第 4 編 (裁判所及び司法手続) 第 34 章 (訴答及び手続) 第 634F 節 (政府への市民参加) 第 634F-1 条 (定義) は、SLAPP とは、戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟を意味し、実質的な正当化事由を欠き、又は遅滞若しくは嫌がらせのために介入され、及び当事者の政府機関への公的参加のみに基づく訴訟をいうと定義し、ここにいう「『公的参加』とは、政府手続の過程において政府機関に申立てられ、又は提出される口頭若しくは文書による証言をいう。」と定義し¹⁰⁴⁾、保護される行為を口頭若しくは文書による証言に限定している。

「ペンシルヴェニア州統合的制定法」(PA. CONS. STAT.) 第 27 編 (環境資源) 第 6 章 (制裁及び救済) 第 A 節 (総則) 第 83 項 (環境法又は環境規制への参加) 第 8302 条 (免責) 第 a 項は、「本条第 b 項に定める場合を除いて、連邦法律又は州法に従って本州の裁判所に環境法若しくは環境規制を実現するために訴訟を提起し、又は環境法若しくは環境規制の実施又は履行に関して政府機関に対して口頭若しくは文書による情報伝達を行なう者は、当該訴訟又は情報伝達が有利な政府行為に向けられた場合の損害賠償に関して、結果として生ずる法的手続において民事責任を免除されるものとする。」と規定しているところ (本条項本文の各用

103) DEL. CODE ANN. tit. 10, § 8136 (a) (1)-(2). See also NEB. REV. STAT. §§ 25-21, 242 (1); N.Y. CIV. RIGHTS LAW §§ 70-a (a) (1) (a)-(b).

104) HAW. REV. STAT. ANN. §§ 634F-1.

語の定義については、第8301条参照¹⁰⁵⁾、同州の法典において反SLAPP法は第27編の環境資源に編纂され、当該立法が環境法又は環境規制にのみ適用されるものとしていることが理解される。

「テネシー州法典」(TENN. CODE) 第4編(州政府) 第21章(人権) 第10節(「1997年テネシー州反SLAPP法」(the Tennessee Anti-SLAPP Act of 1997)) 第4-21-1003条第a項は、「公共的問題又は政府問題に関連してテネシー州憲法若しくは合衆国憲法に基づく言論の自由又は請願の権利を行使するために、人若しくは団体にに関する情報を連邦、州又地方自治体の機関に当該機関の関心事項に関して伝達する何人も、当該機関に対する情報伝達に基づく請求に関する民事責任を免除されるものとする。」と規定し、被保護行為を政府機関に対する情報伝達に限定している。¹⁰⁶⁾

更にフロリダ州制定法第45編(不法行為) 第768節(過失) 第1項(総則) 第768.295条(政府主体によるSLAPPの禁止:「本条は、『政府への市民参加法(the Citizen Participation in Government Act)』と引用され得る。)」第4号は、「本州のいかなる政府主体も、その被用者又は政府職員を通して、及び人又は法主体が平和裡に集会する権利、代表者に依頼する権利並びに合衆国憲法修正第1条及び州憲法第1条第5節に基づく苦情の救済を求めて種々の政府主体に請願する権利を行使するが故に、いかなる訴訟、訴権、申立て、交差請求若しくは反訴を当該人又は法主体に対して法的根拠なくして申立てることができない。」¹⁰⁷⁾と規定している。同条の立法目的について同条第2項は、州議会の目的は、フロリダ州の人民が平和裡に集会し、代表に依頼し、及び州の政府主体に苦情の救済を求めて種々の政府主体に請願する権利を行使することを保障するにある。SLAPPが、過去30年間の間に増加の傾向にあり、多くは私企業又は個人によって提起されている。しかしながら、州の公の政策は、政府主体がSLAPPに携わらないとすることにある。何故ならば、当該訴訟は、個人が州の政府機関に参加する権利と相矛盾するからである。それ故に、州議会は、政府主体による当

105) PA. CONS. STAT. ANN. § 8301-8302.

106) TENN. CODE ANN. §§ 4-21-1001 (a).

107) FLA. STAT. § 768.295 (4).

該訴訟を禁止することがこの基本的な政策を維持し、フロリダ州民の憲法上の権利を保護し、及び州の代表政府の継続を保障するものと認定し、並びに宣言すると謳っている。¹⁰⁸⁾

(2) 第二類型の立法 — 上に述べてきた限定的立法と異なり、以下述べるところの極端に走らない中間の立法は、反SLAPP法の保護の対象となる行為を、特定の個人又は特定の訴訟の型の部類に限定することなく、保護される行為の定義の中に政府機関に対して又は政府手続の一部として行われる口頭若しくは文書による言説のみならず、政府機関による考慮又は審査に付される論点に関連して行われる情報伝達をも含めている。また、政府行為又はその結果を全面的に若しくは部分的に手に入れることを目的として行われる情報伝達を保護している立法も、この第二類型の立法の範疇に入るであろう。

ジョージア州法典第9編第11章第3条第9-11-11.1節第a項は、「ジョージア州議会は、憲法に基づく言論の自由及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の行使は、司法手続の濫用を通して萎縮されるべきではないことを認定し、並びに宣言する。」と規定し、第b項で「合理的にみて、公共的利益又は公共的

108) なお、フロリダ州制定法 (FLA. STAT.) 第40編 (不動産及び動産) 第720章 (住宅所有者団体 (Homeowner's Association)) 第1節 (総則) 第720.304条 (平和的に集会する所有者の権利; 旗の掲揚; SLAPPの禁止) 第4項第b号は、「本州内の政府主体 (governmental entity)、事業組織 (business organization) 又は個人は、当該被用者若しくは政府職員を通して、区画所有者 (parcel owner) に対して法的根拠なくして (without merit)、及び当該区画所有者は彼又は彼女の代表者に依頼する権利並びに合衆国憲法修正第1条及び州憲法第1条第5節に基づく苦情の救済を求めて種々の政府主体に請願する権利を行使するが故に、いかなる訴訟、訴権、請求、交差請求若しくは反訴を申立てすることができない。」と規定している (FLA. STAT. § 720.304 (4) (b).)。ここに区画所有者とは、コミュニティー内の不動産の一区画、区画、区画所有権又はその他の土地区分を意味する一区画の土地 (parcel) に対する法的権原を有する登録された所有者をいう (第720.301条第11項、第12項)。かかる区画所有者を保護する規定を置いた目的について第720.304条第4項は、その柱書で区画所有者が住宅所有者団体に関連する事項について政府主体 (州の行政機関、立法機関及び司法機関、州の独立施設、郡、市当局、地区、公共事業機関、委員会並びにこれらの部門の全ての機関 (第4項第a号)) の面前に出頭し、提案したがために個人、事業組織又は政府主体によってSLAPPが提起されるようになってきた。しかし、政府主体、事業組織及び個人はSLAPPに携わってはならないとするのがフロリダ州の公けの政策である。何故ならば、当該訴訟は区画所有

関心事に関連して合衆国憲法又はジョージア州憲法に基づく言論の自由の権利及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の促進に該当する行為と解釈され得る人又は法主体による行為から生ずる、当該人又は法主体に対して主張されるいかなる訴えにも、当該訴えを主張する当事者及び当該当事者の記録上の弁護士 (attorney of record) は、当該訴え及び第9-10-113節に規定された宣誓の下での書面による真実確信を含む訴答を同時に正式に提出しなければならない。当該書面による真実確信は、当事者及び当該当事者の記録上の弁護士が当該訴えを合理的な調査後に得た知識、情報及び確信の限りでは当該訴えが事実に基礎づけられ、及び現行法によって、又は現行法の拡大解釈若しくは補正若しくは取消しのために善意によって保障されていること、当該訴えの基礎を構成する行為が第51-5-7節第4項〔後述〕によって免責される情報伝達ではないこと、及び当該訴えが人若しくは法主体の言論の自由の権利又は政府に請願する権利を抑圧し、又は攻撃し、又は不必要な訴訟の遅滞若しくは訴訟費用の不必要な増加の原因になるといった不当な目的のために提起されたものではないことであると解していることを立証するものでなければならない。訴えが、本節で規定された要件を立証するものでない場合、当該訴えは……却下される。……」と規定している。そして続く第c項で、「本節で用いられる『公共的利益又は公共的関心事に関連して合衆国憲法又はジョージア州憲法に基づく言論の自由の権利及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の促進に該当する行為』には、行政手続、司法手続若しくはその他の法律によって認められた公的手続の面前での又は当該手続への全ての口頭若しくは文書による言説、又は書面若しくは請願及び行政手続若しくは司法手続又はその他の法律によって認められた公的手続によって考慮若しくは審査に付される論点に関連して行われる全ての口頭若しくは文書による言説、又は書面若しくは請願を含むものとする。」¹⁰⁹⁾と規定している。ジョージア州法典第50編(不法行為)第5章(文書誹毀及び口頭誹毀)第51-5-7節(免責される情報)第4項は、「第9-11-11.1節第c項で規

者が州の政府機関に参加する権利と相容れないからである。そして当該訴訟は、迅速に裁判所によって決着がつけられるべきであるとするのが州議会の意図であるとしている。

109) GA. CODE ANN. § 9-11-11.1.

定される公共的利益又は公共的関心事に関連して合衆国憲法又はジョージア州憲法に基づく言論の自由の権利及び苦情の救済を求めて政府に請願する権利の促進にあたる行為の一部として誠実に行われた言説¹¹⁰⁾は、免責されるものと見做すと定めている。

「マサチューセッツ州一般法律」(MASS. GEN. LAWS) 第3編(裁判所; 司法官職; 民事事件手続) 第3章(訴訟及び訴訟手続) 第231節(訴答及び手続) 第59H条(SLAPP; 特別の訴え却下申立て)は、「当事者が、当該当事者に対する民事上の訴え、反訴又は交差請求は当該当事者の合衆国憲法若しくは州憲法に基づく請願権の行使に起因するものである主張するいかなる訴訟においても、当該当事者は特別の訴え却下の申立てを提起し得る。裁判所は、当該申立てが審理され、及び可能な限り速やかに確定され得よう手続を進めなければならない。裁判所は、特別申立てが行われた当事者が(1)申立て当事者(moving party)による請願権の行使が相当の事実上の支持を欠き、又は法律上の間違いのない基礎を欠くものであったこと、及び(2)申立て当事者の行為が申立ての相手方当事者に対して現実の権利侵害をひき起こしたことを立証しない限り、当該特別申立てを承認しなければならない。……本条において『当事者による請願権の行使』とは、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続の面前で行われ、又は当該機関に提示される全ての文書若しくは口頭による言説、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続によって考慮若しくは審理に付される論争に関連して行われる全ての文書若しくは口頭による言説、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続による論争の考慮若しくは審理を相当の理由をもって促進し得る全ての言説、当該考慮に影響を与える努力への公的参加を相当の理由をもって取り付け得る全ての言説又は政府に対する請願権の憲法上の保護の範囲内にあるその他の全ての言説をいう。」¹¹¹⁾と規定している。

「ミネソタ州制定法集」(MINN. STAT.) 第554章(言論の自由; 政府への参加) 第554.02条(政府への市民参加の保護) 第1項(適用)は、「本条は、裁判上の申立

110) GA. CODE ANN. § 51-5-7 (4).

111) MASS. GEN. LAWS ch. 231, § 59H.

てが公的参加を含む申立てで当事者の行為に実質的に関連することを理由に、当該申立てを処理する司法手続における全ての申立てに適用される。」と規定し、同条第2項(手続)は「第1項に規定された申立ての提出については、以下の各号に定めるところによる。(1) ディスカヴァリは、全ての上訴を含む申立ての終局的決定 (final disposition) まで停止されなければならない。但し、裁判所は、申立て及び聴聞の後、並びに法的に適切な事由が示された場合、特別の及び限定されたディスカヴァリが行われることを命ずることができる。(2) 応答当事者 (responding party) は、立証、証拠に基づく訴訟の追行及び申立ての説得の責任を負う。(3) 裁判所は、当該裁判所が応答当事者は申立てで当事者の行為が第554.03条に基づく責任から免除されないとの明白且つ確信を抱かせるに足る証拠を提出したものと認定しない限り、申立てを認め、及び裁判上の申立てを却下しなければならない。(4) 申立てで当事者の行為が向けられた政府機関若しくは司法長官執務室は、当該当事者の訴訟に参加し、防御し、又はその他の方法で支援し得るものとする。」と規定している。同法第554.01条は、定義規定であるが、同条第2項は、「政府」とは連邦政府、本州又は自治体及び当該自治体の委員会等を含む本州の全ての地方統治区分 (political subdivision) の部門、部、機関、公務員、被用者、職員又はその他の者をいうとし、同条第3号は「裁判上の申立て又は申立て」とは、全ての民事訴訟、訴訟原因、交差請求、反訴若しくはその他の裁判上の訴答又は主張された侵害に対する賠償を求める提訴をいい、当該裁判上の申立てには単なる差止め命令による救済は含まれないと定義している。続く同条第4項は、「申立て」とは却下の申立て、略式判決の申立て又は裁判上の申立てを処理するために提訴されたその他の全ての裁判上の訴答をいうと規定し、同条第5項は、「申立て当事者」とは、第554.02条第1項に規定された申立てを本章の下で訴え却下の申立てを求めて自身のために提起する全ての人をいうと規定し、同条第6項は、「公的参加」とは「全体として若しくはその一部として有利な政府行為を獲得することを正真正銘目的とする言論又は合法的行為をいうと規定し、同条第7項は、「応答当事者」とは第554.02条第1項に規定された申立てが提起された当事者をいうと規定してい

112) MINN. STAT. § 554.02.

¹¹³⁾。そして、第554.03条は、「全体として若しくはその一部として有利な政府行為を取得することを正真正銘目的とする合法的行為又は言論は、当該行為又は言論が不法行為若しくは個人の憲法上の権利の侵害とならない限り、責任を免除される。」と規定している。¹¹⁴⁾

ロードアイランド州一般法律第9編第9-33章第9-33-2条第e項は「請願又は言論の自由の権利の当事者の行使とは、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続の面前で行われた、若しくは提出された全ての文書又は口頭による言説、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続によって考慮若しくは審査に付される論争と関連して行われる文書又は口頭による言説、又は公共的関心事に関連して行われる文書若しくは口頭による言説をいう。」と定めている。¹¹⁵⁾

(3)第三類型の立法 — 適用範囲の広い立法に範疇化される反SLAPP法によって保護される行為は、上記第二類型の立法によって保護される行為より相当広い範囲にわたっていることが理解される。第二類型の立法は直接的に又は公的参加を通して政府の審理を促す行為を対象としているところ、第三類型の立法は、これに含めて公的論争若しくは公共的利益に関する論争に関連する憲法に基づく言論の自由又は請願の権利を促進するための全ての行為を保護領域に入れている。確かに第三類型の立法は、市民の憲法上の権利に広い保護を与えようと試みるものであり、評価すべきであるが、かかる立法は市民の政府参加の範疇を超えて本来反SLAPP法によって保護すべきことが意図された行為類型を拡大化することを結果し — 特にSLAPPにおいてメディア (media) が標的となった場合、応答するメディアが反SLAPP法を盾にすることとの関連において¹¹⁶⁾ — 、議論的となっていることもまた事実である。

アーカンソー州法典第16編第5章第63節第5項第16-63-503条 (認定) 第1項

113) MINN. STAT. § 554.01.

114) MINN. STAT. § 554.03.

115) R.I. GEN. LAWS § 9-33-2.

116) *See, e.g.,* Devine, *supra* note 5; Wright-Pegs, *supra* note 102; Jonathan Segal, *Anti-SLAPP Law Make Benefit for Glorious Entertainment Industry of America: Reality Bites, and the Construction of an Anti-SLAPP Fence Around*

は、「『公共的利益又は公共的関心事についての論争に関連して合衆国憲法若しくはアーカンソー州憲法に基づく言論の自由の権利又は苦情の救済を求めて政府に請願する権利を促進する行為』とは、全ての文書若しくは口頭による言説、書面、又は (A) 立法手続、行政手続若しくは司法手続、又は州、地区、郡若しくは自治体の政府によって承認されたその他の手続の面前で、若しくは当該手続に対して行われる請願、(B) 立法機関、行政機関若しくは司法機関、又は州、地区、郡若しくは自治体の政府によって承認されたその他の機関によって考慮又は審理に付される論争に関連して行われる請願をいい、またこれに限定されるものではない。」と規定し、同条第2項第A号は「『免責される情報伝達』とは、(i) 立法手続、行政手続若しくは司法手続、又は州、地区、郡若しくは自治体の政府によって承認されたその他の手続に関連する公共的関心事についての論争の中で、若しくは当該論争に対して、又は当該論争について行われる情報伝達、(ii) 職務上の適切な遂行において行われる情報伝達、(iii) 立法手続、行政手続若しくは司法手続、又は州、地区、郡若しくは自治体の政府によって承認されたその他の手続の公平且つ真実の報告によって、又は当該手続の過程で言説される全ての者によって行われる情報伝達をいう。」と規定し、同条第2項第B号は「『免責される情報伝達』には、(i) 立法手続、行政手続若しくは司法手続、又は州、地区、郡若しくは自治体の政府によって承認されたその他の手続に関しての全ての意見及び批判の言説、及び (ii) 全ての公務員の公的行為についての全ての批判が含まれるものとする。」と定めている。そして、同条第2項第C号は、「『免責される情報伝達』には、虚偽であることを知って、又は虚偽であるか否かについて無謀に無視して行われた言説若しくは報告は含まれない。」と宣言している。¹¹⁷⁾

the First Amendment, 26 CARDOZO ARTS & ENT. L.J. 639 (2008-2009); Shannon Hartzler, Note, *Protecting Informed Public Participation: Anti-SLAPP Law and the Media Defendant*, 41 VAL. U. L. REV. 1235 (2006-2007); Lauren McBrayer, *The DirecTV Cases: Applying Anti-SLAPP Laws to Copyright Protection Cease-and-Desist Letters*, 20 BERKELEY TECH. L.J. 603 (2005).

117) ARK. CODE ANN. § 16-63-503.

「インディアナ州法典」(IND. CODE) 第34編(民法及び民事訴訟手続) 第7条(総則) 第7節(合衆国憲法若しくはインディアナ州憲法に基づく請願権又は言論の自由を公的論争との関係において促進する行為を遂行する人〔個人又はその他の全ての法的主体(第34-7-7条第4項)〕に対する民事訴訟における防御) 第34-7-7条第1項第a号は、「第7節は、合衆国憲法若しくはインディアナ州憲法に基づく請願権又は言論の自由を1998年7月1日以降生ずる公的論争若しくは公共的利益に関する論争との関連において促進する行為に適用される。」と規定し、同条項第b号は「第7節は、公訴官(public prosecutor)として行動する司法長官、検察官若しくはその他の法務官によってインディアナ州の名において提起される強制実行行為(enforcement action)には適用されない。」と規定し、第34-7-7条第2項は、「本節で用いられる『合衆国憲法若しくはインディアナ州憲法に基づく請願権又は言論の自由を公的論争との関係において促進する行為』とは、公的論争若しくは公共的利益に関する論争に関連する(1)請願又は(2)言論の自由の憲法上の権利の行使の促進における全ての行為をいう。」と規定している。¹¹⁸⁾

「ルイジアナ州民事訴訟法典」(LA. CODE CIV. PROC.) 第971条(特別の削除申立て) 第A項第1号は、「公的論争との関連において合衆国憲法若しくはルイジアナ州憲法に基づく請願権又は言論の自由の権利の促進に関わる人の行為に対する訴訟原因は、裁判所が原告が申立てについて成功についての可能性(probability of success)を立証したものと決定しない限り、特別の削除申立てに服さなければならない。」と規定している。そして、第971条第F項は、本条において他に明白な定めがない限り、「公的論争との関連において合衆国憲法若しくはルイジアナ州憲法に基づく請願権又は言論の自由の権利の促進に関わる人の行為」とは(a)立法手続、行政手続若しくは司法手続、又は法律によって承認されたその他の公務上の手続の面前で行われる全ての文書若しくは口頭による言説又は書面、(b)立法機関、行政機関若しくは司法機関、又は法律によって承認されたその他の公的機関による考慮又は審理に付される論争に関連して行われる全ての文書若しくは口頭による言説又は書面、(c)公共的利益に関す

118) IND. CODE ANN. §§ 34-7-7-1 to -4.

る論争に関連して公衆又はパブリック・フォーラムに開かれた場所で行われる全ての文書若しくは口頭による言説又は書面、(d) 公的論争若しくは公共的利益に関する論争に関連して憲法上の請願の権利若しくは憲法上の言論の自由の権利の行使を促進するその他の全ての行為をいい、及びこれに限定されるものではないとし、極めて広範囲にわたって定義規定を置いている。¹¹⁹⁾

4. 免責

(1) ネバダ州現行制定法集第3編第41章第41.605条は、「請願権を促進するために誠実な情報伝達に従事する人は、当該情報伝達に基づく裁判上の申立てから免除される。¹²⁰⁾と規定する。ミネソタ州制定法集第554.03条は、「全体として若しくは一部として有利な政府行為を招来することを目的とする合法的な行為又は言論は、当該行為又は言論が不法行為若しくは個人の憲法上の権利の侵害を構成しない限り、責任を免除される。」と規定している。¹²¹⁾

ネバダ州より免責の範囲が幾分広く規定していると思われるのが、テネシー州である。テネシー州法典第4-21-1003条第a項は、「テネシー州憲法若しくは合衆国憲法に基づく言論の自由又は請願の権利を公的論争若しくは政府の論争に関連して促進するために、人若しくは法主体に関する情報を連邦、州若しくは自治体の政府の全ての機関に当該機関が関心を持つ事項に関して伝達する何人も、当該機関に対する情報伝達に基づく裁判上の申立てについて民事責任を免除される。」と規定し、同条第b項は「本条によって付与される免責は、以下に定める情報を伝達した場合、付与されない。(1) 情報が虚偽であることを知っていた場合。(2) 無謀な無視又は虚偽に基づいて情報が伝達された場合。(3) 情報が公的人物以外の人若しくは法的主体に関連する情報である場合であって、当該情報が虚偽であることを不注意にも確認することを怠って行為した場合。」と規定している。¹²²⁾

同様の規定を置いているのがアーカンソー州である。州法典第16-63-504条は、「公共的利益又は公共的関心事に関する論争に関連して合衆国憲法若しくはアー

119) LA. CODE CIV. PROC. ANN. art. 971.

120) NEV. REV. STAT. § 41.650.

121) MINN. STAT. ANN. § 554.03.

122) TENN. CODE ANN. § 4-21-1003.

カンソー州憲法に基づく言論の自由の権利又は苦情の救済を求めて政府に請願する権利を促進するために免責される情報を提供し、又は行為を遂行する何人も、民事責任を免除される。但し、言説若しくは報告が虚偽であることを知って、又は虚偽であることを無謀に無視して行われた場合はこの限りではない。」と定めている。¹²³⁾

ロードアイランド州一般法律第9-33-2条第a項は、「公共的関心事に関連する合衆国憲法及びロードアイランド州憲法に基づく当事者の請願の権利又は言論の自由の権利の行使は、訴え若しくは反訴若しくは交差請求から条件付きで免責される。当該免責は、訴え却下の答弁として本条第e項に規定される請願又は言論の自由に向けられた全ての民事上の訴え若しくは反訴若しくは交差請求に適用される。但し、請願又は言論の自由が偽装を構成する場合は、これを除くものとする。請願又は言論の自由は、実際の動機又は目的に拘わらず、正真正銘有利な政府の行為、成果若しくは結果を招来することが目的とされていない場合に限り、偽装を構成するものとする。請願又は言論の自由は、以下の各号に定める事項のいずれをも満たす場合にのみ、本項にいう偽装を構成するものと見做される。(1) 言論又は請願の権利を行使する通常人が、現実的に政府の行為、成果若しくは結果を招来することに成功することを予期し得ないという意味において客観的に根拠がないこと。(2) 実質的にみて政府手続それ自体を自身の直接的目的のために利用することがその目的であったという意味において主観的に根拠がないこと。政府手続の成果又は結果の利用は、自身の直接的目的のための政府手続それ自体の使用を構成してはならない。」と規定している。同条第e項は「請願又は言論の自由の権利の当事者の行使とは、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続の面前で行われた若しくは提出された全ての文書又は口頭による言説、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続によって考慮若しくは審査に付される論争と関連して行われる文書若しくは口頭による言説、又は公共的関心事に関連して行われる文書若しくは口頭による言説をいう。」と定めている。¹²⁴⁾

123) ARK. CODE ANN. § 16-63-504.

124) R.I. GEN. LAWS § 9-33-2.

(2) これに対して「オクラホマ州制定法集」(OKLA. STAT.) 第12編(民事訴訟手続)第25章(口頭誹毀及び文書誹毀)第1443.1条(免責される情報伝達 — 文書誹毀からの免責)第A項は、「免責される発表 (publication) 又は情報伝達とは、(1) 立法手続若しくは司法手続、又はその他の法律によって承認されたその他の手続において行われたもの、(2) 公務上の義務の適切な履行において行われたもの、(3) 立法手続若しくは司法手続、又はその他の法律によって承認されたその他の手続の公平且つ真実の報告、又は当該過程において言説された全てのもの、及び全ての公務員の公的行為に対する全ての批判を通して行われたものをいう。」と規定し、同条第B項は「本条に従って免責される言説は、文書誹毀として処罰され¹²⁵⁾ない」と規定している。

また1989年制定当初のワシントン州は、RCW第4編(民事訴訟手続)第4.24章(訴訟の特別の権利及び特別の免責)第4.24.510条(政府機関又は自主的規制機関 (self-regulatory organization) への情報伝達 — 民事責任からの免除)で「連邦、州又は自治体の政府の部門若しくは機関、又は保安若しくは将来の事業に係わる人を規制し、及び連邦、州又は自治体の政府によって権限を委任され、並びに当該委任機関の監督に服す自主的規制機関に苦情又は情報を伝達する何人も、当該機関若しくは当該自主的規制機関にとって合理的にみて関心の対象となる事項に関して当該機関若しくは当該自主的規制機関への情報伝達を行なったことを理由とする申立てに対する民事責任を免除される。……」¹²⁶⁾と規定している。

5. 救済手段

(1) SLAPPの標的(被告)にとって最も大きな関心事のひとつが、有効な救済手段がいかに設定されるかにあると考えられるところ、幾つかの反SLAPP法をみるに、その救済手段は被告が訴訟の俎上にあがった後のそれである。しかし、訴訟が提起され、訴訟継続の期間が相当経過した後の救済手段では、十分な救済を被告に与えたとは言えないであろう。と言うのも、SLAPP提訴者は、修正第1条にいう請願権又は言論の自由の権利によって保護され得る標的の活動を妨害するという当初の戦略的目的を既に達成し得ているからである。幾つ

125) OKLA. STAT. tit. 12 § 1443.1.

126) WASH. REV. CODE § 4.25.510.

かの州議会はかかる問題点を認識し、SLAPPの早期解決を図っていると言えるであろう。

(2) 「ニューヨーク州市民権法」(N.Y. CIV. RIGHTS LAW) 第7条(種々の権利及び免責)第70-a節(公的な請願及び参加に係わる訴訟; 損害の回収(recovery))第1項は、「本条第76-a節に規定される公的な請願及び参加に係わる訴訟の被告は、以下の各号に定めることを条件に、訴訟を開始し、又は継続する当事者から訴訟費用及び弁護士費用を含む損害を回収するため、訴訟、申立て、交差請求又は反訴を進行し得るものとする。(a) 訴訟費用及び弁護士費用は、公的な請願及び参加に係わる訴訟が事実及び法律に実体的根拠を持たず開始又は継続され、及び現行法の拡大解釈又は補正又は取消しに関する実質的議論によって支持され得ないことの立証に基づいて回収し得る。(b) その他の損害補填賠償は、公的な請願及び参加に係わる訴訟が言論の自由の行使、請願又は結社の権利を攻撃し、制裁し、若しくはその他の方法で不当に妨げる目的をもって開始され、又は継続されたことの追加の立証に基づいて回収し得る。(c) 懲罰的損害賠償は、公的な請願及び参加に係わる訴訟が言論の自由の行使、請願又は結社の権利を攻撃し、ひどい目にあわせ、若しくはその他の方法で不当に妨げる目的をもって開始され、又は継続されたこと立証に基づいてのみ回収し得る。」と規定している。¹²⁷⁾同法第76-a条(公的な請願及び参加; 現実の悪意が立証された場合)第1項第a号は、第7条の目的にとって公的な請願及び参加とは「公的な申込者又は被許可者によって提起され、及び当該申請又は許可に関して報告し、批評し、決定し、異議を申立て、若しくは反対する被告の努力に実質的に関連する損害のための訴訟、裁判上の請求、交差請求又は反訴をいう。」と定義している。¹²⁸⁾ニューヨーク州市民権法は、被告に最終的救済を与えているが、なお被告に反訴の提起を要請するものである。

当該規定とは対照的に「ニューヨーク州民事訴訟手続法及び規則」(NEW YORK CIVIL PRACTICE LAW AND RULE, N.Y.C.P.L.R.) 第32条(早期の判決(accelerated judgment)) 第3212節(略式判決を求める申立て(motion for summary

127) N.Y.CIV.RIGHTS LAW § 70-a (McKinney 2009).

128) N.Y.CIV.RIGHTS LAW § 76-a (McKinney 2009).

judgment) 第 h 項 (公的な請願及び参加に係わる一定の訴訟における略式判決の基準) は、「申立て当事者が、申立てに服す訴訟、裁判上の申立て、反訴又は交差請求が市民権法第 76-a 節に規定された公的な請願及び参加に係わる訴訟であることを立証した略式判決を求める申立ては、申立てに応答当事者が裁判上の申立て、反訴又は交差請求が事実及び法律にその実質的根拠を持ち、又は現行法の拡大解釈若しくは補正若しくは取消しに関する実質的論証によって支持されることを立証しない限り、認められなければならない。裁判所は、当該申立ての審尋に優先順位を認めるものとする。」¹²⁹⁾と規定し、SLAPP に対する略式判決を認めている。このようにニューヨーク州は、SLAPP 提訴者が当該訴訟は法律にその実質的根拠を持ち、又は現行法の拡大解釈若しくは補正若しくは取消しに関する実質的論証によって支持されることを立証しない限り、事実審裁判所に SLAPP を却下する権限を与えているのである。

(3) かかる点に関してデラウェア州法典第 8137 条も、ニューヨーク州とほとんど同一の規定を置いている。第 8137 条第 a 項は、「第 8137 条 (公的な請願及び参加に係わる一定の訴訟における訴え却下の申立て並びに略式判決) 第 a 項は、「申立て当事者が、申立てに服す訴訟、申立て、交差請求又は反訴が本編第 8136 条第 a 項第 1 号に定める公的な請願及び参加に係わる訴訟であることを立証した訴え却下の申立ては、申立てに応答当事者が訴訟原因は法律に実質的根拠があり、又は現行法の拡大解釈若しくは補正若しくは取消しのための実質的論議によって支持されることを立証しない限り、認められなければならない。裁判所は、当該申立ての審尋に先順位を認めなければならない。」と規定し、同条第 b 項は「当事者が、申立てに服す訴訟、請求、交差請求又は反訴が本編第 8136 条第 a 項第 1 号に定める公的な請願及び参加に係わる訴訟であることを立証した略式判決を求める申立ては、当該申立てに応答当事者が訴訟原因は法律に実質的根拠があり、又は現行法の拡大解釈若しくは補正若しくは取消しのための実質的論議によって支持されることを立証しない限り、認められなければならない

129) N.Y.C.P.L.R. 3212 (h) (Mckinney, 2009). See also, Marnie Stenson, Note, *Reforming SLAPP Reform: New York's Anti-SLAPP Statute*, 70 N.Y.U. L. REV. 1324 (1995).

い。裁判所は、当該申立ての審尋に先順位を認めなければならない。」と規定している。¹³⁰⁾尚、同法典第8138条は、訴訟費用及び弁護士費用及び懲罰的損害賠償の回収についてニューヨーク州市民権法第7条第70-a節とほとんど内容を一にする規定を置いて¹³¹⁾いる。

メイン州は標的（被告）に特に強力な防御権を認め、SLAPPをその初期の段階で却下すべく、SLAPPの被告に「特別の訴え却下の申立て」を認めている。「メイン州現行制定法集」(ME. REV. STAT.) 第10編（裁判所訴訟手続 — 民事）第2章（事実審理面前の訴訟手続）第203節（手続）第1項（総則）第556条（特別の訴え却下の申立て）は、「申立て当事者が、当該当事者に対する民事上の請求、反訴、又は交差請求は合衆国憲法若しくはメイン州憲法に基づく当該当事者の請願権の当該当事者による行使に基づくものであると主張する場合、当該当事者は特別の訴え却下の申立てを提起し得る。特別申立ては、裁判所が法的公正 (interests of justice) が要請するものと決定した場合、訴訟事件表に登録され、他の事件より先順位を取得する。裁判所は、申立てを提起された当事者が申立て当事者の請願権の行使は法律にいかなる合理的な事実上の支持又はいかなる立証可能な根拠も欠けていることを立証しない限り、特別申立てを認めなければならない。…… [2011, ch. 559, Pt. A, § 13 (AMD)]。申立て当事者の行為が向けられる司法長官若しくは政府機関若しくはその部門は、特別申立ての防御のために訴訟に参加し、又は申立て当事者をその他の方法で支援することができる。全てのディスカヴァリ手続は、裁判所が申立てに基づいて、及び審尋の後並びに適切な根拠が示されたことによって特別のディスカヴァリが行われるべきことを命ずることができる場合を除いて、本節の下での特別申立ての提起まで停止される。ディスカヴァリの停止は、特別申立てを決定する命令の登録の通告まで続くものとする。却下の特別申立ては、原告の訴状の送達 (service of the complaint) から60日以内に提起ことができ、又は裁判所の裁量で当該裁判所が適切と決定する時期にその後も提起することができる。裁判所が特別の却下の申立てを認めた場合、当該裁判所は、申立て当事者に特別申立て

130) DEL. CODE ANN. tit. 10, § 8137 (2011).

131) DEL. CODE ANN. tit. 10, § 8138 (2011).

及び当該事項に関連する全ての費用を含む訴訟費用並びに弁護士費用を与えることができる。本節の規定は、申立て当事者の法律で認められたその他の救済の権利に影響を及ぼし、又は排除するものではない。本条にいう『当事者の請願権の行使』とは、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続の面前で行われる、若しくは提出される文書又は口頭による言説、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続によって考慮又は審理付される論争に関連して行われる文書又は口頭による言説、立法機関、行政機関若しくは司法機関、又はその他の政府手続によって考慮又は審理付される論争を奨励し得る全ての言説、当該考慮に影響を及ぼす努力への公的参加の支持を合理的に見て得ることができる言説、又は政府への請願の権利についての憲法上の保障の範囲内にあるその他の言説をいう。」と規定している。¹³²⁾

V カリフォルニア州反 SLAPP 法

1. 反 SLAPP 法の制定

(1) 1992年、カリフォルニア州議会は、憲法に基づく言論の自由又は苦情の救済を求めて政府に請願する権利の有効な行使を萎縮するため提起される実体のない訴訟の増加に応じて、「ロッキヤー法案」(the Lockyer Bill) と呼ばれるカリフォルニア州反 SLAPP 法を制定した。1993年1月1日施行の同法は、「公的論争との関連において合衆国憲法若しくはカリフォルニア州憲法に基づく請願権又は言論の自由の促進のための行為」を原因とする全ての訴訟原因に適用され、原告が同法に規定された厳格な審査基準を満たさない限り、ディスカヴァリ前に SLAPP の提訴の迅速な却下を認めるために制定されたのである。カリフォルニア州における同法制定の直接的動因は、プリングとカナンが1988年に雑誌『社会問題』(Social Problems) 第35号に掲載した論文「戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟」にあるとされるが、¹³⁴⁾同法は1993年、1997年、1999年、2005年、

132) ME. REV. STAT. ANN. tit. 14, § 556 (2011).

133) Stats. 1992, ch. 726, § 2. See Dora A. Corby, *Clearing Up Civil Procedure Section 425.16-Delivering the Final Knockout Punch to SLAPP Suits*, 29 MCGEORGR L. REV. 459, 460-61 (1998).

そして2009年にそれぞれ改正を見ている。以下、2009年に改正、2010年1月1日に施行された「カリフォルニア州民事訴訟手続法典」第2部（民事訴訟）第6編（民事訴訟における訴答）第2章（救済を請求する訴答）第1条（総則）第425.16節の詳訳を試み（条文配列の形式に一部手を加えた。）、その改正史を*で注記する。

第425.16節

- (a) 州議会は、言論の自由及び苦情の救済を求めて請願する権利の有効な行使を萎縮させることを主たる目的として提訴される訴訟に憂慮すべき増加が生じてきていることを認定し、及び宣言する。州議会は、公共的意義を有する事項への継続的参加を奨励することは公共的利益に関わることであり、かかる参加は司法手続の濫用を通じて萎縮されるべきではないことを認定し、及び宣言する。この目的のために、本法は広義に解釈されなければならない。
- (b) (1) 公的論争との関連において合衆国憲法若しくはカリフォルニア州憲法に基づく請願権又は言論の自由の促進のために行動する人の行為を原因とする当該人に対する訴訟原因は、裁判所が原告は請求において勝訴する可能性があることを立証していると決定しない限り、特別の削除申立てに服さなければならない。
- (2) 当該決定を行う場合、裁判所は、責任若しくは防御が基礎とされる事実を陳述する訴答及び支持的宣誓供述書 (supporting affidavit) 並びに反対宣誓供述書 (opposing affidavit) を考慮しなければならない。
- (3) 裁判所が、原告は彼又は彼女が訴えにおいて勝訴し得ることの可能性を立証したと決定した場合、当該決定のみならず当該決定の依拠する事実も、訴訟のその後の全ての段階において、又はその後の全ての訴訟において証拠として採用されず、又はいかなる立証責任若しくはその他の方法で適用され得る証明度 (degree of proof) も、訴訟のその後の全ての段階においてその後の訴訟手続によって影響されるものではない。

134) Sharon, J. Arkin, *Bringing California's Anti-SLAPP Statute Full Circle: To Commercial Speech and Back Again*, 31 W. ST. U. L. REV. 1, 3 (2003).

135) CAL. CIV. PROC.CODE § 425.16 (West 2012).

- (c) (1) 本号第2文で規定される場合を除いて、第b項の適用を受ける全ての訴えにおいて特別の削除申立てにおいて勝訴した被告は、彼又は彼女の弁護士費用及び訴訟費用を回収する権利を付与される。裁判所が、特別の削除申立てが法的根拠のないものであり、又は単に不必要な遅滞をひき起こすことを意図するものと認定した場合、当該裁判所は申立てにおいて勝訴した原告に訴訟費用及び相当の弁護士費用を第128.5節第2号の規定に従って認めなければならない。
- (2) 第1号に基づく訴訟における特別の削除申立てに勝訴した被告は、訴訟原因が「統治法典」(Government Code) 第6259節、第11130節、第11130.3節、第54960節又は第54960.1節の各規定に従って提起される場合、弁護士費用及び訴訟費用について権利を付与されない。本項のいかなる文言も、勝訴した被告が第6259節第d項、第11130.5節又は第54690.5節の規定に従って弁護士費用及び訴訟費用を回収することを妨げるものと解釈されてはならない。
- (d) 本節は、公訴官として活動する司法長官、地区検察官 (district attorney) 又は市弁護士 (city attorney) によってカリフォルニア州の人民の名において提起されるいかなる強制実行にも適用されない。
- (e) 本節で用いられる「公的論争との関連において合衆国憲法若しくはカリフォルニア州憲法に基づく請願権又は言論の自由の促進のために行動する人の行為」とは、以下の各号に定めるものをいう。
- (1) 立法手続、行政手続若しくは司法手続、又は法律によって承認されたその他の全ての公的手続の面前で行われる全ての文書若しくは口頭による言説又は書面
 - (2) 立法機関、行政機関若しくは司法機関、又は法律によって承認されたその他の全ての公的手続による考慮若しくは審理に付される論争との関連で行われる全ての文書若しくは口頭による言説又は書面
 - (3) 公共的利益に関する論争との関連で公衆又はパブリック・フォーラムに開かれた場所で行われる全ての文書若しくは口頭による言説又は書面
 - (4) 公的論争又は公共的利益に関する論争との関連において憲法上の請願権若しくは言論の自由の権利の行使の促進のためのその他の全ての行為

- (f) 特別申立ては、原告の訴状の送達 (service of complaint) から60日以内に提起することができるものとし、又は裁判所の裁量で当該裁判所が適切と決定するその後の適切な時期に提起することができるものとする。申立ては、裁判所書記官によって申立ての送達 (service of motion) 後30日以内に裁判所の未決訴訟事件表 (docket) の状況が後の審尋を要求しない限り、審尋に付されるよう訴訟日程表に登載されなければならない。
- (g) 訴訟における全てのディスカヴァリ手続は、本節の規定に従って行われる申立ての通知 (notice of motion) の提出まで停止される。ディスカヴァリ停止 (stay of discovery) は、申立てを決定する命令の登録通知 (notice of entry) まで効力を有するものとする。裁判所は、通知された申立てに基づいて、及び立証された適切な根拠の故に、特別のディスカヴァリが本項の規定にも拘わらず行われるべきことを命じ得るものとする。
- (h) 本節の目的にとって、「訴状」とは「交差訴状」(cross-complaint) 及び「上訴状」(petition) を含み、「原告」とは「交差訴状人」(cross-complainant) 及び「上訴人」(petitioner) を含み、並びに「被告」とは、「交差請求被告」(cross-defendant) 及び「被上訴人」(respondent) を含む。
- (i) 特別の削除申立ての承認又は否認の命令は、第904.1節の規定に基づいて上訴し得るものとする。
- (j) (1) 本節の規定に従って特別の削除申立てを提起する当事者及び特別の削除申立てに対して反対を提起する当事者は、提起後直ちに、裁判官会議 (Judicial Council) にイー・メール若しくはファクスミリで申立て又は反対の署名付きの綴じ込み表題 (filed caption page)、全ての関連する上訴通知又は令状の申立ての写し、及び本節の規定に従って発出された全ての命令の同一証明付き写し (conformed copy) を提出しなければならない。当該提出物には、特別の削除申立て、ディスカヴァリ、又は手数料の承認若しくは否認の命令が含まれるものとする。
- (2) 裁判官会議は、本項の規定に従って提出された情報の公的記録を少なくとも3日の間保全しなければならない。当該情報をマイクロフィルム又はその他の適切な電子メディアに保管し得るものとする。

* 改正史¹³⁶⁾

1993年改正

- ①第c項第2文の末尾、「認め得る」を「認めなければならない」に改正。
- ②第h項に第2号を追加。

1997年改正

- ①第a項の最後に「この目的のために、本法は広義に解釈されなければならない。」を追加。
- ②従前の第b項を第b項第1号に変更。
- ③第b項第2号及び第b項第3号を追加。
- ④第e項に(1)、(2)の号数番号を追加、「全ての文書若しくは」の直前の「又は」を(3)の号数番号に変更。第4号「公的論争若しくは公共的利益に関する論争との関連において憲法上の請願権又は言論の自由の権利の行使の促進のためのその他の全ての行為」を追加。
- ⑤第f項を追加。
- ⑥従前の第g項第2文「申立ては、裁判所の未決訴訟事件表の状況が後の審尋を要請しない限り、送達の後30日以内に審尋の通知をしなければならない。」を削除。
- ⑦第h項を追加。
- ⑧従前の第h項を第i項に変更。

1999年改正

- ①第j項及び第k項追加。

2005年改正

- ①第b項第3号の「及びいかなる立証責任も」の直前に「又はその後の全ての訴訟において」を追加。
- ②第b項第3号の「決定」を「事件のその後の全ての段階における、又はその後の全ての訴訟における決定」に置き換える。
- ③第f項の「通告された」を「裁判所書記官によって予定された。」に置き換える。

136) Added Stats 1992 ch 726 § 2 (SB 1264). Amended Stats 1993 ch 1239 § 1 (SB 9); Stats 1997 ch 271 § 1 (SB 1296); Stats 1999 ch 960 § 1 (AB 1675), effective October 10, 1999; Stats 2005 ch 535 § 1 (AB 1158), effective October 5, 2005; Stats 2009 ch 65 § 1 (SB 786), effective January 1, 2010.

④第 i 項の「裁判官会議は、1998年1月1日に又はそれ以前に州議会に本節に従って行われる特別申立ての回数及び結果並びに本節の目的に直接関係するその他の全ての事項を報告しなければならない。」という文を削除。

⑤従前の第 j 項及び第 k 項を、第 j 項第 1 号及び第 j 項第 2 号に変更。

⑥第 j 項第 1 号の「ファックス」を「ファクシミリ」に置き換える。

2009年改正

①第 b 項第 1 号の「合衆国若しくはカリフォルニア州の憲法」を「合衆国憲法若しくはカリフォルニア州憲法」に置き換える。

②「第 c 項第 1 号」の号数番号を追加。

③第 c 項第 1 号の第 1 文に「第 2 文で規定される場合を除いて」を追加。

④第 c 号第 2 号を追加。

(2) 1993年、州議会は、カリフォルニア州反SLAPP法（以下、本節において反SLAPP法という場合、特に言及しない限りカリフォルニア州の反SLAPP法を指す。）に必要最小限度の修正を加えている。第一に第425.16節に第 j 項を加え、「裁判官会議は、1998年1月1日に又はそれ以前に、州議会に本節に従って行われる特別申立ての回数及び結果並びに本節の目的に直接関係するその他の全ての事項を報告しなければならない。」旨を追加規定し、第二に第 c 項の文言を改正し、特別の削除申立てが法的根拠がない場合又は単に不必要な遅滞をひき起こすことを意図するものと認定した場合、裁判所は原告に訴訟費用及び相当の弁護士費用を「認め得る (may award)」から「認めなければならない (shall award)」に修正した。

第425.16節適用範囲をめぐる、反SLAPP法は請願又は言論の自由の権利を含む活動に限定して適用されるという解釈、私的訴訟¹³⁷⁾ (private lawsuit) の提起を含む政府からの苦情の救済を求める権利の全ての行使に適用されるという解

137) See, *Zhao v. Wong*, 55 Cal. Rptr. 2d 909 (Ct. App. 1996). 本件は、新聞に掲載された殺人事件に関するレポーターの記事が口頭誹毀に当たるとして、当該レポーターが訴えられた事件である。カリフォルニア州中間上訴裁判所第一上訴地区第一部は、第425.16条第 e 項を狭義に解釈し、新聞に掲載されたレポーターの言説は第425.16節第 e 項にいう公的論争に該当しないとした。

¹³⁸⁾ 積等、カリフォルニア州中間上訴裁判所において司法判断が分かれていたところ、州議会は、1997年改正で（上院法案第1296号）、当該議会の立法目的を明らかにするため、第a項の末文に「本法は広義に解釈されなければならない。」(shall be construed broadly) を追加規定した。他の重要な改正は、第e項に第4号を追加規定することによって保護される請願権及び言論の自由の権利の範囲をより明確に定義し、同法の保護が「言説」(statement) のみならず広く「行為」(conduct) にも及ぶとしたことである。法律の拡大解釈を州議会が命令した目的は、「根拠のない裁判上の請求から憲法上の権利の行使をよりよく保障するにある。」¹⁴⁰⁾ と説かれる。

当初の立法の下では特別の削除申立てを提起した被告が訴状を否認された場合、当該被告は、中間上訴裁判所に令状の申立て (petition for a writ) をすることによってのみ当該否認を争うことができた。しかし、令状の発給は裁判所の裁量行為であり、不利に扱われ、成功することが稀である。反対に、原告の訴状が特別の削除申立てによって却下された場合、原告は却下を即座に上訴することができた。そこで1999年の改正で（下院法案第1675号）、SLAPP提訴者が

138) See, *Averill v. Superior Court*, 50 Cal. Rptr. 2d 62 (Ct. App. 1996). 家屋所有者である本件上訴人は、慈善団体が当該上訴人の近所に女性のDV又はGVからの保護施設 (women's shelter) に利用するための家屋の購入に反対し、彼女の雇用者が慈善活動として慈善団体に寄与することに抗議したところ、慈善団体が上訴人を相手に口頭毀謗及び事業への意図的妨害に当たるとして訴訟提起した。上訴人が、反SLAPP法に基づいて削除申立てを提起した。カリフォルニア州中間上訴裁判所第四上訴地区第三部は、上訴人が彼女の雇用者に行った私的な会話は保護施設の是非という公的論争に関して行われたものであって、慈善団体の訴訟は公的な抵抗を阻止することを目的に提起されたものであると判示した。See also *Church of Scientology v. Wollersheim*, 49 Cal. Rptr. 2d 620 (Ct. App. 1996). 本件においてカリフォルニア州中間上訴裁判所第二上訴部第三部は、裁判所手続に参加する権利は請願権に類似する憲法上の権利であって、サイエントロジー教会 (Church of Scientology) の規模と数多くの人々に対して与える影響は教会事項を公共の利益に関する事項にならしめるのであって、メディアが教会を取り上げたことをもって、教会関係は公的論争になると結論している。

139) See Kathryn W. Tate, *California's Anti-SLAPP Legislation: A Summary of and Commentary on Its Operation and Scope*, 33 LOY. L.A.L. REV. 801, 807 n.35, 821-26 n.100-21 (2000). See also Segal, *supra* note 116, at 646-68.

140) http://www.leginfo.ca.gov/pub/97-98/bill/sen/sb_1251-1300/sb_1296_cfa_1997

不利な事実審裁判所の決定を争うことができる権限と同一の権限をSLAPPの標的（被告）に付与した。

2005年の改正（下院法案第1158号第1条及び第2条）は、カリフォルニア州最高裁判所が2002年に反SLAPPの申立ての事実審裁判所による誤った否認はSLAPPを提起し、及び維持するための相当の根拠（probable cause）を構成すると判決したWilson v. Parker, Covert & Chidester¹⁴¹⁾（後述の下院法案第1158号第2条との関連。）、反SLAPP法に定める申立てについて審理を予定する30日という期間の決定は事件を受理し審理する裁判所の権限であると判示したカリフォルニア州中間上訴裁判所の2003年判決のDecker v. The U.D. Registry, Inc.¹⁴²⁾及び2004年判決のFai Political Practices Commission v. American Civil Rights Coalition, Inc.¹⁴³⁾を覆すために実施された。

(5) 2009年改正は、第c項に第2号を追加規定し、反SLAPPの申立てに勝訴した被告は、「公文書法」(public records act) 又は「オープン・ミーティング法」(open meeting law) の侵害の申立てに基づいて訴訟費用を回復し得ないものとした。

2. 第425.16節の解釈

(1) 反SLAPP法の制定によりSLAPPの被告は、「特別の削除申立て」という新たな訴訟を提起する法的資格を付与された（第b項第1号）。州議会は、当該立法によって保護され、特別の削除申立てに服すところの公的論争との関連において合衆国憲法若しくはカリフォルニア州憲法に基づく請願権又は言論の自由の促進のために行動する人の「行為」のカテゴリーを明らかにしている（第e項。1997年改正で同項に第4号を追加規定。）。

当該立法によって保護される行為に関して、カリフォルニア州中間上訴裁判所は、Church of Scientology of Cal. v. Wollersheim（以下、*Church of*

0514_160353_sen_comm.html. 1997年改正法の代表的適用事例としてSipple v. Found. for National Progress (83 Cal. Rptr. 2d 677 (Ct. App. 1999).) を挙げることができる。

141) 50 P.3d 733 (Cal. 2003).

142) 129 Cal. Rptr. 2d 892 (Ct. App. 2003).

143) 18 Cal. Rptr. 3d 157 (Ct. App. 2004).

Scientology 事件判決という。¹⁴⁴⁾ で「SLAPP訴訟 (SLAPP suits) において「有利に扱われる訴訟原因 (favored cause of action)」は、名誉毀損、様々な営業への不法行為、不法妨害 (nuisance)、そして精神的苦しみを故意に加えること (intentional infliction of emotional distress) であり得るが (Wilcox v. Superior Court, 33 Cal. Rptr. 2d 446 (1994).) (以下、*Wilcox* 事件判決という。)、州議会は、あらゆる種類の申立てが被告の彼又は彼女の権利の行使に介入し、及び負担を課すというSLAPP訴訟の目的を達成することができることを認めることによって、第425.16節の適用を制限してはいない。」と判示している。¹⁴⁵⁾ カリフォルニア州最高裁判所もまた、2002年のNavellier v. Sletton (以下、*Navellier* 事件判決という。¹⁴⁶⁾) において「法律自体のいかなる規定も、その適用範囲から特定の型の行為を絶対的に排除するものではなく、裁判所は『法律を表明されていない推定される目的に適合させるよう書き換える権限を持つものではない。』 (California Teachers Assn. v. Governing Bd. of Rialto Unified School Dist., 927 P.2d 1175 (1997).)。当法廷がかかる狭義解釈をすることは、『第425.16節は広義に解釈されなければならない』との州議会の明白な命令に違背するものである。」¹⁴⁷⁾ と判示している。判例の動向を見るに、第425.16節の適用範囲は、契約違反及び詐欺の申立て、名誉棄損の申立て、悪意訴追 (malicious prosecution) の申立て、差止め命令による救済の申立てを含む広い範囲に適用されている。¹⁴⁸⁾ 更に、第425.16節は、私的個人たる市民 (private citizen) にのみ適用され得るとのSLAPP提訴者の主張にも拘わらず、カリフォルニア州の裁判所は、当該立法を広く会社、政治家及びその支持者、政治団体への出資者、労働組合、不動産取引業者、政府組織及びその代表者に適用してきている。¹⁴⁹⁾

(2) 反SLAPP法は、SLAPPの被告に対して実体のない申立ての早い段階で

144) Cal. Rptr. 2d 620 (Ct. App. 1996).

145) Cal. Rptr. 2d at 634.

146) 52 P.3d 703 (Cal. 2002).

147) *Id.* at 711.

148) See Orlando J. Villalba, *Slapping Criminal Speech: How Evolution of the Illegality Exception Has Impacted California's Anti-SLAPP Statute*, 15 CHAP. L. REV. 537, 541-42 n.19-23 (2011-2012).

149) Tate, *supra* note 139, at 814-15 n.60-65.

の却下を取得させるための手続を規定し、訴訟費用の加重負担及び訴えの却下に先立つディスカヴァリの侵入から当該被告を防御することによってその保護を図っている。第425.16節第g項の規定を見るに、まず「訴訟における全てのディスカヴァリ手続は、本節の規定に従って行われる申立て通知の提出まで停止される。」と規定することによって、特別の削除申立てが提起された場合、ディスカヴァリを制限している。ディスカヴァリの停止は、一般に裁判所が被告の特別の削除申立てについて決定を下すまでその効力を有するとされる。それに対して原告は、制限された特別のディスカヴァリを行うため当該停止の救済を訴え得るが、当該救済が認められるか否かについては、事実審裁判所による法的に見て適切な根拠の存否の認定によることになる。

(3) 更に紛争の早期解決を図るため、第425.16節第f項は特別の削除申立ての手続¹⁵⁰⁾を定め、当該申し立ては原告の訴状の送達から60日以内に提起することができるものとし、又は裁判所の裁量で当該裁判所が適切と決定する時期にその後も提起することができるものとする規定している。そして、申立ては、裁判所書記官によって申立ての送達後30日以内に裁判所の未決訴訟事件表の状況が後の審尋を要求しない限り、審尋に付されるよう予定されなければならないとしている。

カリフォルニア州最高裁判所は、*Navellier* 事件判決¹⁵¹⁾で第425.16節第b項は訴訟がSLAPPとして排除されるべきか否かを決定するために2段階過程 (two-step process) の審査を設定していると解釈している。すなわち、被告が反SLAPP法に基づいて訴訟原因の削除を申し立てた場合、標的とされた行為が保護される行為に起因するものであることを立証するその最初の責任を果たした場合、被告は原告の主観的意図を立証しなければならないという追加の要求には直面しないのである (Equilon Enterprises, LLC v. Consumer Cause, Inc., 29

150) 「アメリカ連邦民事訴訟規則」(the Federal Rules of Civil Procedure) 第12条第f項は、「削除申立て」について裁判所は、職権に基づき、又は訴答への応答の前に当事者により提起された申立て若しくは応答が許容されない場合には、訴答の送達後21日以内に当事者により提起された申立てに基づき、不十分な防御又は重複し、取るに足らない、不適切な、若しくは中傷的な申立ての削除を命ずることができる旨を規定している。

151) 52 P.3d 703 (Cal. 2002).

Cal.4th 53, 78 (Cal. 2002).) (以下、*Equilon* 事件判決という。)。のみならず、申立て被告 (moving defendant) は、原告による訴えが請願権又は言論の自由の権利の行使に萎縮効果を及ぼしてきたことを立証する必要もない (City of Cotati v. Cashman, 29 Cal.4th 69, 76-79 (Cal. 2002).)。その代わりとして第 425.16 節は、訴訟が SLAPP か否かの決定に関して 2 段階の過程を据えている。はじめに裁判所は、被告が申立てられた訴訟原因が反 SLAPP 法によって保護された行為 (第 425.16 節第 b 項第 1 号) に起因する行為であることの入り口での立証を行ったか否かを決定しなければならない。被告は、原告が訴訟原因の基礎においた行為が第 425.16 節第 e 項に規定された範疇のひとつに当たることを立証することによって当該責任をはたしたことになる (Braun v. Chronicle Publishing Co, 52 Cal. App. 4th, 1036, 1043 (Cal. App. 1997).)。裁判所が、当該立証が被告によって行われたと認定した場合、当該裁判所は次に原告が訴えに勝訴し得る可能性 (第 425.16 節第 b 項第 1 号) を立証し得たか否かを決定しなければならない (Equilon 事件判決 (29 Cal.4th 53, 67))、必須要件としての勝訴し得る可能性について立証するためには、原告はただ「法的に十分な訴え (legally sufficient claim) を言説し、及び実証する」ことで足りる (Briggs v. Eden Council for Hope & Opportunity, 14 Cal.4th 1106, 1123 (Cal. 1999).) (以下、*Briggs* 事件判決という。)。換言すれば、原告は、当該原告によって提出された証拠が信用に値するならば、訴状が法的に充分であること、及び有利な判決を支持するための事実の十分な一応の立証 (prima facie showing) によって支持されることの両者を立証しなければならない (Wilson v. Parker, Covert & Chidester, 28 Cal.4th 811, 821 (Cal. 2002).)。上に述べた反 SLAPP 法の 2 つの審査基準 — すなわち SLAPP が保護される言論又は請願活動から生じたものであること、そして訴訟原因が最小限度の実体 (minimal merit) さえも欠けていること — を満たした訴訟原因のみが、本件立法に基づいて削除される SLAPP となる。¹⁵²⁾ (傍線筆者)

152) *Id.* at 708. 尚、カリフォルニア州中間上訴裁判所の 2001 年判決である Paul for Council v. Hanyecz (102 Cal. Rptr. 2d 864 (Ct. App. 2001).) は、被告は当該被告が求める憲法上の保護を付与されたものではないということの立証責任を原告に転嫁する付随的立証責任論 — 第三段階の審査基準 — を展開している (*Id.* at 872.)。)

(4) 第一段階審査について付言すれば、被告の立証責任を考慮する際に最も重要な審査は、訴訟原因が被告の保護された言論の自由又は請願権を促進する行為に基づくものか否かにあり、「反SLAPP法の定義的焦点 (definitional focus) は原告の訴訟原因の形式 (form) にあるのではなくして、むしろ彼又は彼女の訴えられた民事責任を生じさせる被告の行為にあり、当該活動が保護される言論又は請願活動を構成するか否かである。」¹⁵³⁾ ということになる。立法者は、特別の削除申立てを主張するために被告が当該被告の行為が法律問題として (as a matter of law) 修正第1条によって憲法上保護されていることの立証を最初に立証しなければならないということを意図してはいない。もしそうであるとするならば、第425.16節第b項第1号の規定は不必要となる。蓋し、原告は、そもそも、その訴えについて勝訴し得ないからである。従って、反SLAPP法は、被告に対して原告の訴えが公的論争との関連において合衆国憲法若しくはカリフォルニア州憲法に基づく被告の請願又は言論の自由の権利を促進するための当該被告の行為に起因することの一応の立証を要求しているのみである。¹⁵⁴⁾

3. 第425.16節の合憲性

以下、反SLAPP法の合憲性が争われたカリフォルニア州中間上訴裁判所判決 *Lafayette Morehouse, Inc. v. Chronicle Publishing Company*¹⁵⁵⁾ を見る。本件の論争は、同法がSLAPP提訴者の法の下での平等の権利を奪い、陪審による審理を受ける権利 (right to jury trial) (カリフォルニア州憲法第1条第16節) の否認に当たるのではないかであった。¹⁵⁶⁾ 中間上訴裁判所は、以下のように判示し、

153) *Id.* at 709-11.

154) *Id.* at 713. *See also* California Back Specialists Medical Group v. Gray, 73 Cal. Repr. 3d 268, 272 (Ct. App. 2008); Ghavez v. Mendoza, 114 Cal. Repr. 2d 825, 830 (Ct. App. 2001); Wilcox v. Superior Court, 33 Cal. Rptr. 2d 446, 452 (Ct. App. 1994).

155) 44 Cal. Rptr. 2d 46 (Ct. App. 1995).

156) 本件において原告は、第425.16条第g項第2文の「申立ては、裁判所の未決訴訟事件表の状況が後の審尋を要請しない限り、送達の後30日以内に審尋の通知をしなければならない。」との規定が、デュー・プロセスに違反すると主張しているが、当該規定は1997年改正で削除されたので、この点に関する判決理由についてはこれを割愛する。See *id.* at 53-54.

同法の合憲性を認めている。¹⁵⁷⁾

(1) SLAPP 提訴者である原告は、本件第 425.16 節は裁判請求権を侵害するものであって、法の下での平等の権利を侵害すると主張するが、訴訟を類別し、それぞれ別個の訴訟手続を定める法律は、訴訟の類別が合理的根拠によって支持される限り一般的に有効である。第 425.16 節に定められた手続は、第 425.16 節第 a 項で表明された州議会が意図した立法目的に合理的に関連している。本件法律は、言論の自由又は苦情の救済を求めて請願する権利の行使から生ずる訴えを禁止してはならず、ただ当該訴えが早期に訴訟過程で評価され得よう手続を規定しているのみである。これらの憲法上の権利の性質及びこれらの権利行使を妨げる訴訟の「憂慮すべき増加」を勘案した場合、州議会が、SLAPP が早期に且つ迅速に評価されるべきであると結論したことには合理性があり、原告の法の下での平等を侵害するものとはならない。¹⁵⁸⁾

(2) 原告は、本件第 425.16 節第 b 項に焦点を当て、裁判所が削除申立てに提示される証拠に重きを置くよう義務付けていることは、陪審による審理を受ける権利を侵害すると主張する。第 425.16 節は、請求の実体を欠く訴訟原因を明らかにし、これを却下する手続を定める幾つかのカリフォルニア州法の中のひとつである。カリフォルニア州民事訴訟手続法典第 425.13 節、第 425.14 節及び民事法典第 1714.10 節もまた、本件で争われている第 425.16 節に類似する規定を定めているが、これらの規定はその文言上訴訟の予備的段階で、事実審裁判所に宣誓供述書を審理することによって原告勝訴の「実質的可能性」、証拠が原告が立証しなければならない証拠としての基準を備えているか否か、又は原告が合理的にみて勝訴の可能性を立証しているかを決定することを要求している。これらの規定が陪審による審理を受ける権利を侵害するとの主張に対して、中間上訴裁判所は、これらの規定の文言は単に以下のことを要求するものであると解してきた。すなわち、(i) 下級審裁判所は原告の宣誓供述書を十分な証拠が一応の証明がある事件 (*prima facie case*) を立証しているか否かを決定するた

157) See also *Dixon v. Superior Court*, 36 Cal. Rptr. 2d 687, 696 (Ct. App. 1994); 5 B.E. WITKIN, CALIFORNIA PROCEDURE, Pleading § 964, at 429 (4th ed. 1997 & Supp. 1999).

158) 44 Cal. Rptr. 2d at 52.

めに考慮しなければならない (Hung v. Wang, 8 Cal. App. 4th 908, 931 (Ct. App. 1992).)。 (ii) この判断を行なうに際して、事実審裁判所による被告の反対宣誓供述書の考慮は、原告を支持する証拠よりも当該被告の反対宣誓供述書に重きを置いてはいけないのであって、当該被告の反対宣誓供述書が法律問題として原告の証拠を負かすものであるとの決定の考慮のみである (Rowe v. Superior Court, 15 Cal. App. 4th 1711, 1723 (Ct. App. 1993).)。かかる分析は、第425.16節に規定されたSLAPP提訴後に対抗手段として提起される削除申立てに適用されるものとして追認できるところである (Wilcox v. Superior Court, 27 Cal. App. 4th 809, 823-25 (Ct. App. 1994); Dixon v. Superior Court, 30 Cal. App. 4th 733, 746 (Ct. App. 1994).¹⁵⁹⁾。

4. 反SLAPP法の適用除外 — 第425.17節の制定 —

(1) J・アーキン (Sharon J. Arkin) の2003年論文によれば、カリフォルニア州において反SLAPP法が制定された1992年から2000年1月1日の間に出された当該立法に関する判決はわずか34件であったが、2000年1月1日から2003年9月25日の間に出された判決は184件に上り、内148件が2002年9月25日から2003年9月25日の間の判決であるという。このことは、裁判所が反SLAPP法の広義解釈 — 上に述べた — を採ることによって、数多くの反SLAPPの申立てを認めるようになったことを意味し、更に言えば、訴訟代理人が本来予定した領域以外において当該立法を訴訟武器 (litigation weapon) として用い、特別の削除申立てを行うようになってきたことを示すものである。¹⁶⁰⁾ かかる動向がその頂点に達したのは、カリフォルニア中間上訴裁判所の2000年判決である *DuPont Merck Pharmaceutical Company v. Superior Court* (以下、*DuPont* 事件判決という。¹⁶²⁾) においてであると言われる。

(2) *DuPont* 事件では消費者利益団体が、薬品製造会社が同社製造の薬品「コウマディン」(Coumadin) (血液凝固阻止剤ナトリウム的一种) についてと同様に、同社の競争相手が販売する類似薬品についても虚偽の及び誤解させる言説を行

159) *Id.* at 52-53.

160) Arkin, *supra* note 134, at 2.

161) *See id.* at 9. *See also* Segal, *supra* note 116, at 651.

162) 92 Cal. Rptr. 2d 755 (Ct. App. 2000).

い、薬品の価格を人為的に吊り上げたとして、「カリフォルニア州消費者法的救済法」(the California Consumers Legal Remedies Act, Civ. Code § 1750 et seq.) 及び「カリフォルニア州不正活動法」(the California Unfair Practices Act, Bus. & Prof. Code § 17500) に基づく訴訟原因によって損害賠償を求めて集団訴訟(class action)を提起した。被告である薬品製造会社は、訴答不十分の抗弁を申し立てると同時に、反SLAPP法(第425.16節)に基づいて削除申立てを提起した。事実審裁判所は、訴答不十分の抗弁を却下し、申立てを否認した。被告が、中間上訴裁判所に事実審裁判所が特別の削除申立てを認めるよう職務執行令状(writ of mandate)を求めて上訴した。中間上訴裁判所は、第425.16節第f項の要件を満たさないと上訴を否認したが、被告がカリフォルニア州最高裁判所に上訴し、最高裁判所は *Briggs* 事件判決(14 Cal.4th 1106 (Cal. 1999.)) [2 (2) 参照。] に照らして審理をやり直しすべく、中間上訴裁判所に差戻した。¹⁶³⁾ 中間上訴裁判所は以下のように判示し、事件を事実審裁判所に差戻している。

原告らの申立てを要約すると、被告の行為は (i) 行政機関及び立法機関の決定に影響を及ぼすロビー活動並びにその他の活動、そして (ii) 宣伝、マーケティング及び薬品の同業者仲間並びに一般大衆に向けられた対公的關係の活動に範疇化できるところ、原告は、被告の宣伝、マーケティング及び対公的關係の活動は虚偽であり、人を誤らせるものであって、合衆国憲法修正第1条によって保護される言論の自由に当たらないというにある。

かかる原告の主張は、少なくとも宣伝に関する限り正当かもしれないが、この議論を行うに当たって原告らは馬の前に荷車をつないでいる。言説が虚偽であるという立証されていない申立ての中での主張は、正当であるかもしれないし、正当でないかもしれない。正当であるか否かは、審査の第二段階審査 — 原告らが勝訴し得る可能性があるか否か(第425.16節第b項第1号) — で考慮されなければならない。申立てられた行為が憲法によって保護されているか否かを決定する場合、当該行為が修正第1条によって保護される言論を構成することを決定すれば足りるのである。*Briggs* 事件判決は、立法機関、司法機関及

163) *Id.* at 757-78.

び当該機関に類似するフォーラムで行われる言説が「公的論争」含むか、又は当該フォーラムの面前で係争中の論争との関連で行われる言説が「公的論争」含むかという別々の要請が存在しないことを教示している。*Briggs* 事件判決は、「パブリック・フォーラムで行われる言説と言論又は請願権に係わる『その他の行為』に関する第425.16節第e項第3号及び同第4号は、明確な『公共的利益に関する論争』の制限を含んでいるが、公的手続の面前で行われる言説と公的手続によって審尋に付される論争との関係で行われる言説に関する第1号及び第2号は、かかる制限を含んでいない。」と判示している (14 Cal.4th at 1117.)。それ故に、被告に帰される行為が425.16節第e項第1号に規定された当該被告の請願の権利の行使を構成する限り、論争が「公的論争か、又は公共的利益に関する論争」であったか否かを審理する必要はないのである。同様に、被告に帰される言説が、425.16節第e項第2号に規定された「立法機関、行政機関若しくは司法機関、又は法律によって承認されたその他の全ての公的手続による考慮若しくは審尋に付される論争との関連で」行われた言説である限りにおいて、かかる審理は必要とはされない。

他方、被告に帰される言説が、「立法機関、行政機関若しくは司法の機関又は法律によって承認されたその他の全ての公的手続による考慮若しくは審理に付される論争との関連で」行われたものではなく、従って425.16節第e項第3号及び同第4号に基づいてのみ保護され得る限りにおいて、審理は、コウマディンの等価及びそのジェネリックな類似品に関する論争が「公的な論争又は公共的利益に関する論争」に関するものか否かについて行われなければならない。それ故に、異議が申立てられた行為が被告の公的論争との関連で被告の請願又は言論の自由の権利の促進に当たるか否かが審理されなければならない。原告らは、「180万人以上のアメリカ人が、発作や肺塞栓症といった生命を危機におとsherる状態に至らしめる凝血の防止と処理のために抗凝血性薬物・コウマディンを購入してきている。」と主張しているが、人数及び症状の重大さからして本件の論争は公共的利益に関する論争に当たる。従って、反SLAPP法の第一段階¹⁶⁴⁾ 審査は満たされているのである。

164) *Id.* at 758-59.

第二段階審査基準について審理する。原告らは、当法廷に州事実審裁判所の判断外の部分的証拠記録のみを提示したに過ぎず、当法廷に原告らの裁判所による確知 (judicial notice) を採るよう要請していない。更に訴訟記録には、当法廷がこれらの訴訟が論争となっている事実と同一の核心について提起されたとの原告らの主張を受け入れることを許す何ものも存在しない。最後に当法廷に説明されておらず、明らかにカリフォルニア州民事訴訟手続法典とは異なる手続に基づく訴え却下の申立て又は略式判決の申立ての否認は、原告らが本件において勝訴するであろうことを立証するものとなつてはいない。事実審裁判所が訴答不十分の抗弁を退けるに際して、当該裁判所は原告らが法的に十分な申立てであることを述べたものであるかを決定している。反SLAPP法に基づくその立証責任を満たすためには、原告らの訴状が訴答不十分の抗弁を生き延びるだけでは不十分であつて、原告らはその申立てについて法的十分性 (legal sufficiency) をも立証しなければならない。証拠立てられていない訴状における単なる主張が訴状を削除する命令を取消すために十分であるとするならば、それは、反SLAPP法の明白な目的をくじくことになる。事実審裁判所は、反SLAPP法の第二段階の審査を満たすものであると誤って判断し、原告らが成功し得るかについて審査する機会を持たなかった。従つて、当法廷はこの論争について審理を尽くすべく、事実審裁判所に本件を差戻すものである。¹⁶⁵⁾

(3) カリフォルニア州議会は、明らかに反SLAPP法が一般企業の誇大広告或いはロビー活動に法的保護を提供するものであるとは意図してはいなかったところ、*DuPont* 事件判決の2年後に反SLAPP法に規定されたSLAPPの被告の特別の削除申立てが一定の場合に適用除外されることを内容とする「上院法案第515号」(カリフォルニア州民事訴訟手続法典第425.17節)(以下、「2003年法」ともいう。¹⁶⁶⁾)を可決した(2004年1月1日施行。)。2003年法に関する上院司法委員会報告書は、*DuPont* 事件判決に頁を割き、州議会は2003年法によって当該判決を覆したものであることに言及しているところである。¹⁶⁷⁾以下、第425.17節の

165) *Id.* at 160.

166) CAL. CIV. PROC. CODE § 425.17 (West 2012).

167) SENATE COMMITTEE ON JUDICIARY, COMMITTEE ANALYSIS OF SB 515, at 8-9 (May, 6, 2003) (available at <http://www.leginfo.ca.gov/bilinfo.html>).

訳である（条文配列の形式に一部手を加えた。）。

第425.17節

(a) 州議会は、第425.16節、所謂反SLAPP法の憂慮すべき濫用が存在し、その濫用が第425.16節の本来の目的及び意図に反して言論の自由及び苦情の救済を求める政府への請願に関する憲法上の権利の行使を傷つけてきたことを認定し、及び宣言する。州議会は、公共的意義を有する事項への継続的参加を奨励することに公共的利益が存在すること、及びここにいう参加は第425.16節の司法手続の濫用によって萎縮されてはならないことを認定し、及び宣言する。

(b) 第425.16節は、以下の各号に定める要件の全てを満たす場合、単に公共的利益のために、又は一般大衆に代わって提起されるいかなる訴訟にも適用されない。

(1) 原告が、一般大衆若しくは原告がその構成員である集団のために求められる以上の救済又はそれとは異なる救済を求めている。弁護士費用、訴訟費用又は制裁を求める訴えは、本項の目的にとってより大きな若しくは異なった救済を構成するものではない。

(2) 訴訟が成功した場合、公共的利益に影響を与える重要な権利を実現し、及び金銭上であれ非金銭上であれ一般大衆又は大多数人に著しい利益を与える。

(3) 私的実行 (private enforcement) が必要であり、及び論争事実についての原告の利害との関係において当該原告に不相当な負担を課すものである。

(c) 第425.16節は、以下の各号に定めるいずれのの要件をも満たした場合、保険、保安、又は金融手段を含み、及びこれに限定されない主として販売業若しくは製品リース業若しくはサービス業に従事する人の言説又は行為から生ずる、当該人に対して提起される訴訟原因に適用されない。

(1) 言説又は行為が、人の又は事業の競争相手の事業の運営、商品若しくはサービスについての事実の提示から成り、当該言説又は行為が当該人の商品若しくはサービスの認可の取得、促進、販売若しくはリースの確保又は商取引の目的で行われた場合、言説又は行為が当該人の商品若しくはサービスの引渡しの過程で行われた場合。

- (2) 言説又は行為が、カリフォルニア州公共的公益企業委員会 (California Public Utilities Commission) の面前での手続過程において電話会社によって行われる場合を除いて、行為又は言説が公的論争に関するにも拘わらず、意図した聴衆が現実の若しくは潜在的な購入者又は顧客である場合、現実の若しくは潜在的購入者又は顧客に言説を繰り返す、又はその他の方法で影響を与えようとする人の場合、言説又は行為が正規の認可の過程、手続若しくは調査から又はその中で生じた場合。
- (d) 第 b 項及び第 c 項は、以下の各号に定めるいかなる場合にも適用されない。
- (1) カリフォルニア州憲法第 1 条第 2 節第 b 項又は証拠法典 (the Evidence Code) 第 1070 節に規定された人、又は書籍若しくは学術雑誌への意見又は言説の宣伝に携わる人で、公衆への伝達のための情報を収集し、受領し、若しくは調査分析している間。
 - (2) 映画、テレビ番組又は一般に流通している新聞若しくは雑誌に掲載される記事を含み、及びこれに限定されないドラマ、文学、音楽、政治又は建築の仕事の創作、宣伝、展示、広告又はその他の類似のプロモーションに基づいて人若しくは法主体に対して提起される訴訟。
 - (3) 年間収入の 50 パーセント以上を連邦、州又は地方自治体の政府の交付金、補償、プログラム若しくは償還からその業務のために受領する非営利団体。
- (e) 事実審裁判所が、訴訟又は訴訟原因が本節の規定に従って免除されるという理由に基づいて特別の削除申立てを認めなかった場合、第 425.16 節第 i 項 [2005 年の第 425.16 節の改正で第 j 項から第 i 項に移行] 及び第 904.1 節第 a 項第 13 段落の上訴規定は、当該訴訟又は訴訟原因に適用されない。

(3) 2003 年法は、第一に (i) 原告が公衆又は原告がその構成員である集団が求めるそれより大きな損害賠償を求めている場合、(ii) 訴訟が重要な公共的権利の実現を求め、一定の集団に公的公益をもたらす場合、そして (iii) 私的実行は必要であるが、原告に過大な財政上の負担を課す場合の全ての条件を満たす場合、単に公共的公益のために、又は一般大衆に代わって提起されるいかなる訴訟 — 「私的司法長官」の法理 (“private attorney general” doctrine) — にも第 425.16 条は適用されないとしている (第 425.17 節第 b 項)。同法は、第二

に同法に定める一定の販売、リース又はサービスに従事する事業を相手に訴訟提起される訴訟原因に第425.16条が適用されない旨を規定している（第425.17節第c項）—— 営利的言論 (commercial speech)¹⁶⁸⁾ 又は営利的活動¹⁶⁹⁾ ——。第三に (i) 書籍若しくは学術雑誌への意見又は言説の宣伝に携わる人で、公衆への伝達のための情報を収集し、受領し、若しくは調査分析している場合、(ii) 映画、テレビ番組又は一般に流通している新聞若しくは雑誌に掲載される記事を含み、及びこれに限定されないドラマ、文学、音楽、政治若しくは建築の仕事の創作、宣伝、展示、広告若しくはその他の類似のプロモーション、(iii) 年間収入の50パーセント以上を連邦、州又は地方自治体の政府の交付金、補償、プログラム若しくは償還からその業務のために受領する非営利団体対して訴訟提起される訴訟原因には第425.16条が適用される旨を規定している（第425.17節第d項）。

かかる法律制定の背景にあるものは、数多くの法人組織が反SLAPP法を訴訟武器として使用し、実体のない特別の削除申立てを当該反SLAPP法に基づいて行なうことによって、当該組織に対する訴訟を遅滞させ、阻止するようになったことである —— 反SLAPP法の当初の目的の領域外 ——。現に例えば、カリフォ

168) 営利的言論は、非営利的言論に比し、その保護の程度が劣るとされるが (Bolger v. Youngs Prods. Corp, 463 U.S. 60, 64-65 (1983).)、カリフォルニア州最高裁判所は、営利的言論が反SLAPP法の保護を与えられるか否かを初めて審理した2002年判決の *Kasky v. Nike, Inc.* (以下、*Kasky* 事件判決という。)(45 P.3d 243 (Cl. 2002).) で、両者の相違を決定する際の判断基準として①語り手 (speaker)、②予定された視聴者 (intended audience)、③メッセージの内容 (content of message) を挙げている。そして、営利的表現においては、①は一般的には称号に従事する者又は商業に従事する者のために活動する者であるとし、②は現実の若しくは潜在的顧客、又はレポーター若しくは商業評論家といったメッセージを繰り返す、又はその他の方法で現実の若しくは潜在的顧客に影響を及ぼす者を含むとする。そして、③は、通例コマーシャルとして特色づけられ、一般的に話し手の製品若しくはサービスの販売促進を目的として行われる当該話し手のビジネス、オペレーション、製品若しくはサービスについての事実の説明から成る言論であるとしている (*Id.* at 256.)。言わずもがな、合衆国最高裁判所は *Central Hudson Gas & Electric v. Public Services Commission* (447 U.S. 557 (1980).) で営利的言論の内容規制の合憲性判断基準として、セントラル・ハドソン基準 (テスト) を展開している。すなわち、問題となる表現が修正第1条によって保障されるか否かの判断にあたっては、①少なくとも合法的活動であって、及び人を欺くようなものであってはならない、②主張される政府利益が当該表現を規制するに実質的利

ルニア州消費者保護弁護士協会 (Consumer Attorneys of California) (以下、CAOCという。)によれば、法律実務教育協会 (Practicing Law Institute) によってプロモートされた “*Challenging a 17200 Claim as a ‘SLAPP’ Suit*” といったセミナーが、訴訟を減速させ、場合によっては訴訟から解放されるよう新たな訴訟武器として反SLAPP法の特別の削除申立てを利用することを法人組織に促している¹⁷⁰⁾という。

前出カナンは、反SLAPP法は自由に意見を述べたことによって訴訟提起された市民にSLAPPによる当該市民に保障された修正第1条の権利に対する攻撃に対抗する手段として、迅速で比較的費用のかからないメカニズムを付与することを本来の目的として制定された。皮肉にも、また悲しいかな、カリフォルニア州の法人組織が、いまや訴訟武器として実体のない反SLAPPの申立てを利用する方向へと向かいつつある。このことは、最も総合的で効果ある反SLAPP法の当初の意図の方向を変えてしまうものである。被告である法人組織が訴訟を提起された場合、当該法人組織ははるかに大きな資金源を持ち、また集団として修正第1条の権利を萎縮させられることはほとんど有り得ないか、又は全くないかである。法務部を擁する裕福な法人は、例えば虚偽広告、詐欺又は違法な事業活動を訴える訴訟に直面したとしても、自由に意見を述べたがために訴えられた一般市民が被るような自身の権利に対する萎縮効果を被ることは無いのであると述べている¹⁷¹⁾。

第425.17節第b項は、一定の集団訴訟及び公共的利益訴訟に反SLAPP法は適用されないと規定する。同条項に相当の注意をもって規定された3条件に関する法文は、特別の条件が規定された他の公共的利益訴訟又は集団訴訟と同様、「カリフォルニア州不正競争防止法」(事業及び職業法典 (Business and

益があるか否かが問われなければならない、③上記①②の要件が満たされた場合、当該規制が主張される政府利益を直接的に促進するものであるか否か、④当該利益を達成するのに必要以上に広汎でないものか否かが決定されなければならない (*Id.* at 566)。

169) 第425.17節第c項の規定の内容は、カリフォルニア州最高裁判所判決 *Kasky* 事件判決に従ったものである。See SENATE COMMITTEE ON JUDICIARY, COMMITTEE ANALYSIS OF SB 515, at 10 (May, 6, 2003).

170) *Id.* at 5.

171) *Id.* at 6.

Profession Code) 第17200節以下)、「カリフォルニア州不正活動法」(事業及び職業法典第17500節以下)、「カリフォルニア消費者法的救済法」(民法典第1750節以下)に基づいて提起される申立てを明らかに含んでいる。同条項に規定された3条件は、集団訴訟及び公共的利益訴訟が反SLAPP法の適用から自動的に除外されないよう規定されている。CAOCは、反SLAPP法に従うべき不正競争防止法の濫用があり、近年のビバリー・ヒルズ所在の著名なローファームであるトレヴァー・ロー・グループ (Trevor Law Group) の不当競争訴訟のように、私利 (personal gain) に動機づけられた訴訟は適用除外されるべきであるとしている。かかる点に関し、カリフォルニア反SLAPPプロジェクト (California Anti-SLAPP Project) は、「公衆衛生又は消費者を保護し、権利侵害された原告が不在の場合であっても、私的司法長官による実行を認める一定の諸法律が存在し、概念的には地区検察官又は私的司法長官がこれら法律を執行した場合に実質的に等しい。法律〔反SLAPP法〕は、既に公訴官によって申立てられる訴訟に適用されないないとしているのであるから〔第425.16節e項〕、人びとがただ公共的利益のみのために私的司法長官として行動する場合、これに相等的保護を与えるべきであって、彼ら〔原告〕に特別の救済を求めるべきではない。」と主張している。¹⁷²⁾

第425.17節第c項は、訴訟原因が企業の営利的言論又は活動に起因する訴訟の場合、被告となる当該企業に第425.16条は適用されないとしているが、憲法違反ではないのか、疑問が残る。かかる点に関し、上院司法委員会は次のように違憲ではないとしている。すなわち第424.17条第c項は、営利的言論を禁止してはならず、当該言論を刑罰でもって制裁するものでも、規制又は侵害するものでもない。合衆国最高裁判所は、Virginia Pharmacy Board v. Virginia Consumer Council (425 U.S. 748 (1975).) で営利的言論は「適切な規制によって萎縮される可能性は低い。」と判示し、更に Central Hudson Gas & Elec. v. Public Service Comm. (447 U.S. 557 (1980).) (以下、*Central Hudson* 事件判決という。) で修正第1条によって保護されるべき営利的言論は合法的活動にかかわるものでなければならず、人を誤らせるものであってはなら

172) *Id.* at 13-14.

ないとしている。従って虚偽の言論を制裁し、営利的言論を非営利的言論と区別し、反SLAPP法の手続的保障において虚偽の言論又は営利的言論により少ない保障を与えるか、場合によっては全く保障を与えない権限は、なべて州議会にあるのである。たとえ法律が営利的表現の内容規制であったとしても、裁判所が「厳格な合理性の基準」を適用し、政府目的〔立法目的〕と当該目的を達成するための手段との間に実質的な合理的関連性があるならば合憲と判断するのであろう (*Central Hudson* 事件判決参照。¹⁷³⁾)

また第425.17節第d項は、訴訟原因がニュースメディア及びその他のメディア(例えば映画産業)に起因する訴訟の場合、被告となる当該メディアには第425.17節第b項及び第c項は適用されない — 第425.16条が適用される — と規定しているが、CAOCは、これらメディアの反SLAPP法の適用除外とならないのは単純な理由に基づくものであって、それは「新聞及びその他のメディアは、公衆に情報を伝播する事業に従事しているからである。」と論じている。¹⁷⁴⁾

第425.17節第e項は、事実審裁判所が訴訟又は訴訟原因が本節の規定に従って免除されるという理由に基づいて特別の削除申立てを認めなかった場合、第425.16節第i項第904.1節第a項第13段落の上訴規定は、当該訴訟又は訴訟原因に適用されないとしている。この規定の目的は、反SLAPP法の上訴手続の増大しつつある濫用を防止するために必要であると主張され、かかる濫用は一度反SLAPP法が特別の削除申立ての提起によって上級裁判所に移送された場合効力を生ずる異なった法律の巧妙な取扱いに起因するとされる。¹⁷⁵⁾

5. 2005年SLAPPバック法の制定 — 第425.18節 —

(1) SLAPPをめぐる様々な法現象が生ずる中、*Soukup v. Law Offices of Herbert Hafif* (以下、*Soukup* 事件判決という。¹⁷⁶⁾)に見られる訴訟合戦とも言

173) *Id.* at 11–12. See also Joshua L. Baker, *Chapter 338: Another New Law, Another SLAPP in the Face of California Business*, 35 MCGEORGE L. REV. 409, 428–31 (2004); *Navellier v. Sletten*, 52 P.3d 703, 713–34 (Brown, J., dissenting).

174) SENATE COMMITTEE ON JUDICIARY, COMMITTEE ANALYSIS OF SB 515, at 14–15 (May, 6, 2003).

175) *Id.* at 15. See also Baker, *supra* note 173, at 426–28.

176) 139 P.3d 30 (Cal. 2006).

い得る当事者間の主張が混沌として泥沼状態に陥る事件もまた裁判所で争われるようになってきた。*Soukup* 事件の大略は以下の通りである。

ペギー・ソークアップ (Peggy Soukup) は、ハーバート・ハフィフ法律事務所 (Law Offices of Herbert Hafif, LOHH) のかつての被用者であったが、当事者の間には合衆国労働省、州法曹協会、弁護士及び新聞社を巻き込んでの年金プラン (pension plan) をめぐる争いが存在していた。ハフィフと LOHH は、1994年7月にソークアップ及びその他6人を詐欺、悪意訴追、名誉毀損、信認義務違反、営業関係不法行為的干渉及びプライバシー侵害を訴訟原因として訴えを起こした。1996年8月、ソークアップは、反SLAPP法に基づいて特別の削除申立てを行なった。同年12月、事実審裁判所はソークアップの申立てを認め、LOHHの申立てを却下した。2000年7月、ハフィフは上訴したが、中間上訴裁判所は事実審裁判所の判断を支持した。2001年4月、ソークアップは、LOHH、ハフィフ及び2つの法律事務所を相手に、彼女の言論の自由及び請願権の行使が侵害されたとして手続濫用及び悪意訴追を訴訟原因として、新たな訴訟を提起した。他の法律事務所の1人を除いて (自身の申立てを別個に行っている。)、ハフィフ (他の被告が加わっている。) は、反SLAPP法に基づいて削除申立てを行ない、共同謀議論 (conspiracy theory) に基づいて正当な訴訟原因があると主張した (この時点では、カリフォルニア州議会は、「SLAPPバック立法」(SLAPPback legislation) を可決していない。)。ソークアップは、基礎となる訴訟はそれ自体SLAPPとして却下されていたのであるから反SLAPP法の利益を被告らは持たない、蓋し、当該申立ては、そもそも「彼女の有効な憲法上の言論の自由の権利行使を萎縮させるための訴訟であり、有効な苦情の救済及び司法手続の濫用のために提起できない訴訟である。」「従って、本件において彼らは法律が求める立証責任を果たしておらず、特別の削除申立てを行なう根拠がない。」と主張した。2001年7月、事実審裁判所は、ソークアップの訴状の削除を求めたハフィフの申立てを却下した。ハフィフ及びその他の被告は、これを不服として、上訴した。中間上訴裁判所は、事実審裁判所の却下判決を支持した。ハフィフは、カリフォルニア州最高裁判所に審理を求めて上訴した。最高裁判所は、事件を *Jarrow Formulas, Inc. v. LaMarche* (74 P.3d 737 (2003).) 及び *Navellier* 事件判決 (52 P.3d 703 (2002).) に照らして審理すべく中間上訴裁判所に差戻し

た。中間上訴裁判所は、その初期の判断を破棄し、特別の削除申立ては承認されるべきであるとする判決を下した。ソークアップが、審査を求めて最高裁判所に上訴した。¹⁷⁷⁾ 最高裁判所の判決が下されたのは、2006年7月である。最初に訴訟提起されてから事件が一応の終焉を迎えるまでに、12年という年月が費やされている（最高裁判所は、事件を中間上訴裁判所に差し戻している。）。

(2) *Soukup* 事件がカリフォルニア州最高裁判所で審理されている最中、カリフォルニア州議会は、2005年に反SLAPP法を改正し、カリフォルニア州民事訴訟手続法典に第425.18節（以下、「2005年法」ともいう。¹⁷⁸⁾）を追加規定し、「SLAPPバック訴訟」という新たな訴訟形態を採り入れている（法律の下敷である「下院法案第1158号」では、第425.16節の2005年改正（1. (2) 参照。）が第1条に、新たに加えられた第425.18節が第2条に置かれている。）。

SLAPPバック訴訟¹⁷⁹⁾とは、SLAPPの標的（被告）が反SLAPP法の規定された特別の削除申立てを利用した結果、SLAPPが却下された後、当該SLAPPの標的によってSLAPP提訴者に対して提起される一種の悪意訴追の申立てをいい、反SLAPP法の適用を免除することによってSLAPP提訴者に対する悪意訴追を第二次的に起こした当該SLAPPの標的を保護することを目的とするものである。以下、2005年法の訳を試みる（条文配列の形式に一部手を加えた。）。

第425.18節

- (a) 州議会は、SLAPPバックは通常の悪意訴追訴訟とその特質及び起源において区別すべきであることを認定し、及び宣言する。更に州議会は、SLAPPバックの訴訟原因は、SLAPPバックが、言論の自由及び請願の憲法上の権利の有効な行使のSLAPP（戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟）への抑止効果及び参加民主主義（participatory democracy）における公的信任の当該権利の有効な行使の回復によって当該権利の有効な行使を保護しようとする州議会の意図と一致す

177) *Id.* at 35–40.

178) CAL. CIV. PROC. CODE § 425.18 (West 2012).

179) *See generally* PRING & CANAN, *supra* note 2, at 168–87; Jerome I. Braun, *Increasing SLAPP Protections: Unburdening the Right of Petition in California*, 32 U.C. DAVIS L. REV. 965, 990–94 (1998–1999).

るが故に、本節に規定されるように通常の悪意訴追訴訟と異なって処理されなければならないことを認定し、及び宣言する。

- (b) 本節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。
- (1) SLAPPバックとは、第425.16節に基づく特別の削除申立てにより却下された以前の訴訟原因の提出若しくは維持から生ずる悪意訴追又は訴訟手続濫用をいう。
- (2) 「特別の削除申立て」とは、第425.16節に従って行われた申立てをいう。
- (c) 第425.16節第c項、第f項及び第g項並びに第904.1節第a項第13段落は、SLAPPバックを削除するための特別申し立てには適用されない。
- (d) (1) SLAPPバックを削除するための特別申し立ては、以下に定めるいずれかの期間内に提起されなければならない。(A) 訴状の送達から120日以内。(B) 裁判所の裁量により、訴状の送達から6箇月以内。(C) 被告の責任 (fault) により特別の事件の場合、及び裁判所による特別の事件並びに状況であるとの書面による認定に基づく場合、裁判所の裁量によりその後の適切な時期。
- (2) 申し立ては、申し立ての送達後少なくとも30日以内に、裁判所の未決訴訟事件表の状況が後の審尋を要求しない限り、裁判所書記官によって審尋に付されるよう訴訟日程表に登載されなければならない。
- (e) SLAPPバックを削除するための特別申し立てに対抗する当事者は、必要的ディスカヴァリ (necessary discovery) を取得するために訴訟手続の延期の一方的申し立て (ex parte application) を提出することができる。当該申し立てに対する対抗を正当化するために本質的な事実が存在し得ることが明らかであるが、いまだ提出されていない場合、裁判所は、当事者が宣誓供述書を取得することを認めるために合理的な延長を認め、又はディスカヴァリを行い、又は正当と見做されるその他の命令を行うことができる。
- (f) 裁判所が、SLAPPバックを削除するための特別申し立ては法的根拠がなく、又は不必要な遅滞を引き起こすことが意図されていたと認定した場合、当該裁判所は、申し立てに勝訴する原告に対して訴訟費用及び相当の弁護士費用を認めるものとする。

- (g) SLAPPバックを削除するための特別申立てを否認する命令の登録又はSLAPPバックの申立てを含む訴状で主張された訴訟原因の全部ではないがその幾つかに関しての特別の削除申立てを認める命令の登録に基づいて、不服当事者は、命令の登録の書面による送達の後20日以内に非選択的令状 (peremptory writ) のために適切な再審査裁判所 (reviewing court) に申立てることができる。
- (h) 特別の削除申立ては、SLAPPバックに対して当該SLAPPバックが生じた以前の訴訟原因の申立て又は維持が法律問題として違法であった当事者によって、申立てすることができない。
- (i) 本節は、公的法主体によって申立てられるSLAPPバックに適用されない。

(3) 2005年法は、SLAPPを規制することによって修正第1条の権利を保護しようとする反SLAPP法の保護領域を明確化しようと試みるものであり、SLAPPの標的がその損失をある意味で完全に保証されることを目的とし、SLAPP提訴者が彼らの実体のない訴訟を防御するために反SLAPP法を濫用するという新興の活動を抑制するにある。SLAPPの標的となった当事者は、健康に影響を及ぼすストレスを体験し、家族関係に狂いを生じ、財政難に陥る。SLAPPの標的がこれらの損害を回復する唯一の方法は、当初のSLAPPを提訴した人又は法主体に対して法的手段に打って出ることである。この法的手段の典型が悪意訴追であり、ここにいうSLAPPバックである。¹⁸⁰⁾

2005年法は、SLAPPバックが反SLAPP法の適用を免除されるとしているが、このことはSLAPPの標的に悪意訴追訴訟において弁護士費用を超える損害賠償を求める権利を認めるものである。そのために、2005年法は、SLAPP提訴者が反SLAPP法を利用することによってSLAPPの提訴によって被った損害を回復しようと試みるSLAPPの標的による悪意訴追の提訴に対抗し得るとしたカリフォルニア州中間上訴裁判所の2つの判決を覆しているのである。

現行第425.16条は、反SLAPPの申立ての否認に対して上訴する権利を自動的に認めているが、2005年法は、裁判所が訴訟若しくは訴訟原因がSLAPPバックとして、又は公的訴追実行行為 (public prosecution enforcement action) と

180) *Assembly Third Readings AB (Lieber), As Amended April 14, 2005*, at 2.

して免除されるという認定に基づいて反SLAPPの申立てを否認した場合、当該権利を否定している。また、法は、反SLAPPの申立ての審尋の訴訟日程表の登載に柔軟性をもたせている。¹⁸¹⁾

Figure I

【 § 425.16】 (1992)

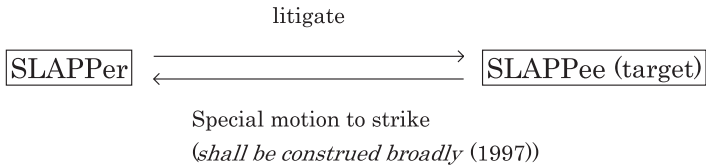
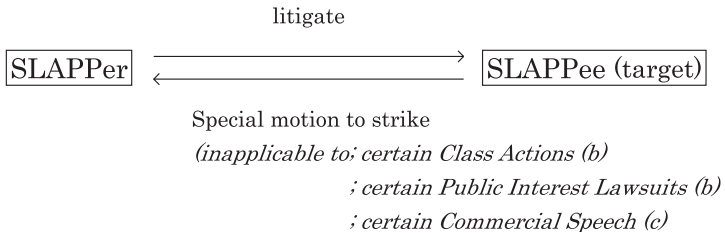


Figure II

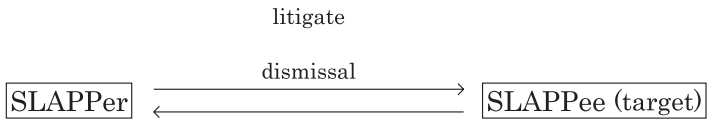
【 § 425.17】 (2003)



181) *Id.* at 2-3. カリフォルニア州反SLAPP法について論及した論稿でこれまでに引用しなかったものを便宜上挙げておく。Lindsay C. Hanifan, Note, *Paris Hilton Avoids Gettings Slapped: The Application of California's Anti-SLAPP Statute to A Right of Publicity Claim in Hilton v. Hallmaek Cards*, 18 VILANOVA SPORTS & ENT. L.J. 289 (2011); Jeremiah A. Ho, *I'll Huff and I'll Puff - But Then You'll Blow My Case Away: Dealing with Dismissed and Bad-Faith Defendants Under California's Anti-SLAPP Statute*, 30 WHITT. L. REV. 533 (2009); Jerome, I. Braun, *California's Anti-SLAPP Remedy After Eleven Years*, 34 MCGEORGE L. REV. 731 (2003); Erika Paulsrude, Note, *Not the Last Dance: Astaire v. Best Films & Video Corp. Proves California Right to Publicity Statutes and the First Amendment Can Co-Exist*, 18 LOY. L.A. ENT. L.J. 395 (1998)

Figure III

【 § 425.18】 (2005)



SLAPPback (malicious prosecution action)
(*right to seek damages beyond lawyer's fees*)

* SLAPPer ⇒ *Plaintiff*
SLAPPe ⇒ *Defendant*